

第二十二條 計量法に據る給水は量水器を使用す可し
消費水量の豫定し得べきものは特に量水器を用ゐず水道部の認定に依り水量を定め給水することある可し

量水器は一時貸付することある可し

貸付の量水器は給水使用者之か保管の責に任す可し

第二十三條 左の場合は給水使用者又は共用栓總代人より速に水道部に届出つ可し

- 一、給水用具の破損其他給水上異状を生じたる時
 - 二、共用給水の鑑札を亡失又は毀損したるとき
 - 三、放任専用給水使用者の人口營業牛馬數異動の時
 - 四、共用栓總代人異動の時
- 左の場合は三日以前に届出つ可し

一、給水を廢止せんとするとき

第二十四條 左の場合は豫め書面を以て水道部に請求す可し

- 一、一時閉栓を要するとき
- 二、閉栓中のもの再び開栓を要するとき
- 三、給水用具を變更するとき

四、演習のため専用消火栓を使用せんとするとき

第二十五條 給水用具を賣買讓與又は貸與せんとするときは當事者連署を以て届出て水道部の承認を受く可し

第二十六條 私設共用栓の設置を求むるものあるときは審査の上之を認可することある可し

私設共用栓に關しては公設共用栓及専用給水栓の規定を準用す

第二十七條 共用栓に使用する鍵又は鑑札を他人に使用せしむることを得ず

共用栓使用者は汲水の際鑑札を携帯す可し

第二十八條 給水區域は公告を以て之を定む

第四章 料 金

第二十九條 専用放任給水料は左の割合に依り家主より徴收す

一 等	一戸十六人以上	年額金拾五圓
二 等	同 十五人以下	年額金拾貳圓
三 等	同 十 人以下	年額金九 圓
四 等	同 五 人以下	年額金六 圓
	一戸二十一人以上のものは五人迄を増すことに年額金貳圓を加ふ	

第三十條 計量給水料は左の區別に依り使用者より納付す可し

一、營業用及官衙公署學校病院銀行會社工場等一ヶ月百石まで金壹圓とす以上は左の割合に依り遞加す。

三百石以下	壹石増す毎に	金壹錢
三百石以上	同	金八厘
五百石以上	同	金五厘
壹千石以上	同	金參厘

二、洗湯業用壹ヶ月六百石まで金壹圓五拾錢以上は壹石に付金貳厘

三、溜池噴水用壹石金貳錢五厘

第三十一條 共用給水料は一戸一ヶ月金貳拾錢とし使用者より納付す可し

縣稅戶數割賦課等差二十八等以下のもの半戸分とす

新に給水するものは其月十五日以前は全月分十六日以後は半月分とす

第三十二條 放任給水を受くるものにして營業用の牛馬を飼育するときは壹頭に付給水料一ヶ月金拾錢を納付す可し

第三十三條 専用消火栓の演習料は使用一回十五分間以内に付一口金五拾錢とし隨時之を徴收す

第三十四條 専用放任給水料は左の四期に分ち前期初月一日の現在に依り同月の二十日迄に之を納付す可し

第一期	自 四月一日	第二期	自 七月一日
	至 六月末日		至 九月末日
第三期	自 十月一日	第四期	自 一月一日
	至 十二月末日		至 三月末日

新に給水するものは月割とす

共用給水料は毎月二十日迄に納付すへし

第二十九條乃至第三十二條の給水料は期又は月の中途に中止又は廢止するも減額せず

新に給水するものは給水當時の現在に依り十日以内に納付すへし

第三十五條 計量給水料は水道部の見積消費高に依り其月十日迄に其月の料金を前納すへし

其料金は翌月の初めに於て精算し其差額は還付又は追徴す

官衙公署等の納期は別に之を定むることを得

第三十六條 公共の必要に應し一時給水するものは其料金を追徴せざる可し

第三十七條 貧困にして料金を納むるに堪えずと認むるものは町會に諮り免除することある可し

第三十八條 給水種類を變更したる場合の給水料は其月に舊種類を廢止し翌日より新種類を開始したるものと見做す

計量給水を放任給水に變更したる月の給水料は水道部の見積る所に據る

第三十九條 量水器を貸付したるときは左の使用料を徴收す

三六〇

徑	使用料
二分の一寸	壹個月 金參拾錢
八分の五吋	同 金參拾五錢
四分の三吋	同 金四拾錢
一寸	同 金五拾五錢
一寸以上	同 金壹圓

第四拾條 量水器の試験は徑四分の三吋まで金壹圓一寸以上金壹圓五拾錢の手數料を徴收す但貸付の量水器試験の結果不良なるときは徴收せず

第四十一條 變災又は工事上等の爲め給水を制限し若くは一時中止することあるも使用料は減免せず若し中止日數十五日以上に及ぶときは其月の使用料半額を減するものとす

第五章 違反者處分

第四十二條 左の場合は豫め告知して給水を中止することあるべし此場合に於ては既納の使用料及諸納付金あるも之を還付せず未納金は之を追徴す

- 一、給水を濫費したるとき
- 二、使用料其他の費用の納付を怠りたるるとき

三、水道部の承認を受けずして用具を修繕變更又は改造したるとき

四、當該職員の職務執行を妨害したるとき

五、栓水所有者水栓の管理を抛棄したるとき

六、人口及營業用牛馬數の届出又は其異動届を怠りたるるとき

七、前各號の外本則に違背の所爲あるもの

第六章 附 則

第四十三條 本規則の細則は町會の決議を以て之を定む

第二節 給水規則施行細則

明治四十五年四月給水規則實施に際し更に施行細則を編制し同年七月二十九日町會の議決を経て之を定む即左の如し。

郡山町水道給水規則施行細則

第一章 通 則

第一條 規則(郡山町水道給水規則を云ふ以下同し)第三條第一項に屬する放任給水は左の用途に充つるものとす

飲料、炊事家具洗滌、衣類洗濯、盥漱の類

第二條 規則第三條第二項に依り量水器を使用す可きものを普通計量給水とす則左の如し

三六一

- 一、一ヶ月の使用水量百石以上と認むるもの
 - 二、人口十六人以上のもの
 - 三、居住人員又は使用水量百石以上と認むるもの
 - 四、牛、馬、四頭以上を飼養するもの
 - 五、前各項の外多量の水を使用するもの
- 第三條 規則第二十二條第二項に依り特に量水器を使用せざる給水を認定計量給水とす
- 第四條 放任給水は使用者の希望に依り水道部の承認を経て普通計量給水となすことを得
- 第五條 水道部の承認を受け二戸以上聯合して専用栓を設けることを得但専用栓に關する規則を適用す
- 第六條 給水の位置不適當又は用具の不完全にして一般水道用栓に支障を來し又は水道を損傷し其他公益上必要ありと認めたるときは其位置の変更又は用具の改造若しくは撤去の手續を爲さしむることある可し其他規則第四條を準用す
- 第七條 規則及細則に於ける用具とは水道本支管に接続する給水細管以下給水に要する器具器械を總稱す
- 第八條 規則に於て人口を算するは老幼婢僕の別なく現住する者の數に據る但同居者は使用者と見做す

第二章 工 事

宿泊せずして業務に従事するものは二人を以て一人に計算す

第九條 給水を使用せんとするものは水道部に請求す可し(第一號甲乙書式)

給水請求者は工費の通知を受取りたる日より十五日以内に工費を收入役に納付す可し

規則第十四條第一項又は第二項に該當するものは金五拾錢以上五圓以下の設計手数料を徴收す但官廳公署の請求若しくは實地調査以前に係るものは此限にあらず

第十條 給水装置を爲す可き線路及位置は請求者に於て撰定す可し第三者に對し町は其責に任せず

第十一條 量水器より流末に水槽を設け又は其他の装置を爲さんとするときは水道部の検査承認を受く可し其増減變更を要するとき亦同じ但量水器を使用するものに限る(第二十二號書式)

第十二條 水道部に於て装置したる用具にして給水開始の日より三ヶ月以内に瑕疵あることを發見し其届出ありたるときは町は修補の責に任す但故意若しくは過失に據り破損したるものは此限にあらず

第十三條 水道係員は給水検査の爲め日出より日没に至る間何時にても給水装置の邸宅内に立入ることを得又其修繕變更増設撤去を要するときは随時工事を執行す

但破損を生し多量の漏水を發見するときは本文時間外と雖も邸宅内に立入り工事を執行することある可し

第十四條 給水工費を一時に納付すること能はざるものに對し十二ヶ月以内の月賦を承認することある可し

る可し(第二十號書式)

但修繕變更改造増設撤去等に係る工費は此限にあらず

月賦に係る工費には水道部所定の利子を加ふ

第十五條 給水工費の月賦承認を得たるものは保證人連署を以て水道部に證書を差出す可し(第二十號書式)

保證人は本町内に現住し本町内に土地又は家屋を所有するものに限る保證人其資格を失ひたる時は更に保證人を定め第一項の手續を爲す可し

前條第一項の承認を得たる日より十五日以内に證書を差出さざる者は規則第十四條第二項第三項を準用す

第十六條 給水工費の月賦皆納前用具を賣買譲與し又は撤去せんとするときは其未納金に係る金額を即納せしむ停水處分を受けたる場合亦同じ

第三章 給 水

第十七條 共用栓は左の各號の一に該當するもの、使用に充つるものとす

一、給水装置を爲すこと能はざるもの

二、特に町の承認を受けたるもの

前號に該當せざるものと雖も變災其他衛生上一時供給の必要を認めたる場合は區域期間を定め特に

使用せしむることあるべし

第十八條 前條第一號第二號に該當するものにして共用栓を使用せんとするときは便宜組合を設け其地主家主其他の中より總代人を定め其總代人より組合員連署を以て水道部に請求し鑑札を受け汲水の際は之を携帯す可し(第一號書式)

其總代人を不適任なりと認むるときは變更を命し若くは指定することある可し

既設の組合に加入せんとするものは總代人を経て水道部に請求す可し(第四號書式甲)

第十九條 組合員は改氏名代換轉居其他必要の事項を總代人に通知す可し

第二十條 總代人は組合内に於て左の事項を取扱ふものとす

一、給水使用請求の事項及異動届出に關する事

二、組員の轉居届新加入者に關する事

三、給水を浪費濫用せしめざる事

四、給水料を組員より徴收し期限内に納入する事

五、鑑札の交付返納其他給水上に關する事

第二十一條 共用栓組合は其協議に依り所定の給水料を減せざる限り水道部の承認を受け組員の負擔額を定むることを得

第二十二條 共用栓の使用を止めんとするときは總代人を経て水道部に届出て直に鑑札を返納す可し

(第四號書式乙)

三六六

第二十三條 私設消火栓は時機に由り火災の時は一般の消火栓と同しく使用せらるゝことある可し此場合に於て設置者之か使用を拒み又は之に對し補償を求むることを得ず

第二十四條 私設消火栓は水道部に於て封印し火災の時若くは水道部の許可を得て演習試用時の外猥りに開栓することを得ず

第二十五條 給水請求者給水区域内に居住せざる時は本町内に相當の代理人を選定し双方連署を以て水道部に申告す可し其代理人を不適任なりと認むるときは變更を命ずることある可し

第二十六條 規則第二十三條に定むる外左の場合には速に書面を以て水道部に申出づ可し(第六號書式)

一、給水種類を變更す可き事由の生じたる時

二、共用給水に在りては戸數人口に異動ありたる時(第十五號書式)

第二十七條 左の各號の一に該當するものは共用給水に依ることを得ず

一、本町内に於て地租貳圓以上を納むるもの

二、本町内に於て家屋建坪貳拾坪以上を所有するもの

三、本町内に於て直接國稅拾圓以上を納むるもの

但同居者の稅額を合算す

四、雇人貳人以上を使用するもの

五、賃貸價格一ヶ月金五圓以上の住宅に住居するもの

但宅地の賃貸價格を加算し水道部の見積を以て之を定む

前項に該當するものにして専用給水の設備を爲し難き事情あるものは共用栓給水に依らしむことある可し

第四章 料 金

第二十八條 放任給水は一ヶ月に付左の割合に依り給水料を加ふ

一、貳栓以上支栓を設くるものは貳栓以上の壹栓に付金拾錢

二、放任給水の自用牛馬は壹頭に付金拾錢

第二十九條 規則第三十條第三號の給水は當分同條第一號所定の料金に依る

第三十條 給水料は其月一日の現在數量に依り毎月十日迄に收入役に納付す可し但臨時に係るものは

隨時徴收す

普通計量給水のもの翌月十日迄に徴收す

第三十一條 量水器使用料は其月十日迄に收入役に納付す可し

第三十二條 量水器使用料は給水如何に拘らず使用中は之を徴收す

第三十三條 貸付量水器を破損亡失したるときは其損害を辨償せしむ但避く可らざる變災に原因せるもの又は自然破損したるものは此限にあらず。

三六七

第三十四條 内徑一吋を超ゆる量水器は使用者をして設備せしめ當分貸付せざるものとす

第三十五條 曾て使用したる自己の用具の検査を受くるものは左の例に依り検査手数料を徴收す

鉛管一條五十尺迄金貳拾五錢とす以上拾尺迄毎に金貳錢を加ふ

鐵管類は長短大小に拘らず一本金五拾錢とす

水栓類壹個に付金參錢

前項外特に検査を要する場合には實費を徴收す

第三十六條 第二十七條の第一項第一號乃至第五號に該當するものは共用栓給水の場合と雖も専用給

水に相當する給水料を徴收す

第三十七條 第二十七條の第一項第一號乃至第五號に該當せるものにして専用栓を設くるときは其料

金の十分の八を以て料金とす

第三十八條 左の一に該當するものは給水料を免除することある可し

一、國縣若くは町の窮民救助を受くる者

二、無資産且つ扶助す可き親族なく現に隣保に於て救助を加へつゝある窮民たることを證すべき警

察官署の證明あるもの

三、無資産且つ扶助す可き親族貧困患者にして現に施療を受けつゝある窮民たることを證す可き病

院長若くは醫師又は警察官署の證明あるもの

第五章 違背者處分

第三十九條 規則第四十二條の場合に於ける停水處分は一ヶ月以内とす場合に依り三ヶ月以内に於て

給水料百分の五十迄を増徴し若くは停水と給水料増徴とを併科することある可し

前項の場合に於て給水使用者の家族又は雇人の行爲に關しては給水使用者其責に任するものとす

第四十條 前條の處分を受けたる者違背の事釐正したるときは其處分を輕減若くは免除することある

可し

第六章 附 則

第四十一條 規程の施行期日は公告を以て之を定む

第三節 給水規則施行細則の一部改正

水道給水規則施行細則實施の情況に鑑み改正の必要を認め大正四年二月二十七日町會の議決を経て

左の通り改正す

第二條第二號中十人とあるを人口六人と改む

第十八條第一項中其地主下に括弧借家人は其の五字を加へ家主の下に括弧を加ふ

例(借家人は其家主)

第二十條第二項を左の通改む

家主たる總代人は組合内に於て左の事項に對し専ら其責に任するものとす

第三十九條第一項を左の通改む

規則第四十二條に依り停水處分を爲したるときは其違背の廉を釐正するまで之を解除せず尙ほ其各號に違背したるものは給水料の百分の五十迄を増徴し若くは停水と給水料増徴とを併科することある可し

- 一、給水料を減額又は遁脱する目的を以て虚偽の届出をなしたるもの
- 二、共用栓の鍵鑑札を貸借又は賣買讓與したるもの
- 三、共用栓の鍵鑑札を使用の儘共用栓に掛け置き又は其他に放置し管理を怠りたるもの
- 四、共用栓を開放し流出の儘物品を洗滌したるもの
- 五、共用栓の附近に於て汚穢の物品を洗滌し又は放置したるもの
- 六、他人の依頼を受け返納す可き共用栓の鑑札を預り之を返納せず使用したるもの

第四節 給水規則改正

本町水道給水開始以來、既に十星霜を経過し町勢の膨脹發展は、本町水道給水規則の改廢を餘義無くせしむるに至れり、思ふに、本町は、縣下の重要地に位し、鐵路縱横に貫通して、交通運輸の利便を得、電力豊富にして工業の勃興する等、町勢頓に其面目を一新せり、されば、日々の使用水量の如き、激増に激増を來し、大正五年度に濾過池一個を増設したるも尙不足を告げ、大正七年更に同一構造なる濾過池一個を増設し、一晝夜最大用水量拾八萬立方尺を濾過し、市内に送水し得るの設備を爲

せり、市内配水管も亦、市街の膨大に伴ひ、延長布設を要し、經常費以外、臨時費に年々多額の費用を要せり、殊に年賦借入の大町債は、未だ完済に至らず、加之經濟界の變動に依り、物價昇騰し、工事材料費及雇傭人の給料等、漸次増加する一方にて、舊來の給水使用料のみにては、收支相償はず、多額の町費を以て補充せざるを得ざる状況なり、これ町財政上の困難と謂ふ可く、給水料の値上はまだ已を得ざるなり、大正九年三月、使用料額の改正と、條例の改廢認可を稟請し、同十年三月三十一日之が認可を得たり、認可稟請書左の如し。

郡山町水道給水條例設定の儀認可稟請

本町水道使用料の儀は、明治四十二年十月六日附内務省福甲第六七號を以て御許可相請候處、今般新に水道給水條例を設定し、従前の水道給水規則を廢止し、且つ使用料を増額變更致度、本町會に於て別紙の通議決候條御認可相成度町村制第四百十五條及第四百四十六條に依り此段及稟請候也

大正九年三月三十一日

福島縣安積郡郡山町長 大 森 吉 彌

内務 大臣 床次竹二郎殿

大藏大臣子爵高橋是清殿

(本稟請は大正十年三月三十一日左の通更正し内務大藏兩大臣の許可を得たり)

記

一、第八條に左の一項を加ふ

給水の設備は家主より書面を以て町長に請求すべし

一、第二十一條を削り以下順次繰上ぐ

一、第五十條及第六十條中「以上の」を「を越ゆる」に更む

郡山町水道給水條例

第一章 總 則

第一條 水道給水の方法を分ちて左の二種とす

一、放任給水 水量を計らさずして給水するもの

二、計量給水 水量を計りて給水するもの

第二條 放任給水は二戸以上の共用に屬するものにして公設私設の二種に分つ

公設共用栓は町費を以て私設共用栓は私費を以て設置す

第三條 計量給水は一戸又は一ヶ所の専用に屬するものとする

但一戸五人以下のものは當分の内放任給水とす

一、普通計量給水 縣稅戸數割賦課等差平均等以上のもの及營業用並官公署の用水に供給するもの

二、特別計量給水 庭園用臨時用に供給するもの

第四條 共用給水は分ちて左の二種とす

一、普通共用給水 縣稅戸數割賦課等差平均等以下に給水するもの

二、特別共用給水 同平均等以上に給水するもの

第五條 給水の目的を分ちて左の五種とす

一、家事用 飲料炊事洗濯沐浴等總て家事用に供するもの

二、營業用 各種の營業及職業用に供するもの

三、庭園用 噴水澆池水其他娛樂用に供するもの

四、防火用 火災防禦の用に供するもの

五、臨時用 建築工事興業其他一時的に使用するもの

第六條 本條例に營業用と稱するは左の營業又は職業とす

劇場勸工場寄席湯屋宿屋下宿屋牛馬宿料理屋飲食店魚商青物商理髮業、女髮結を除く製造業醸造業
洗濯業漬物業染物業貸座敷業植木業牛乳搾取又は販賣業獸類飼育業印刷業寫眞業酒又は醫油販賣業
待合業醫藥業藥劑のある藥舖其他之に類し營業上水を使用するもの

第七條 計量給水は量水器に依り使用水量を測定す但事業に依り量水器に依らず使用水量を認定することある可し

第八條 給水を受けんとするものは書面を以て町長に請求すへし但借家人に在りては其請求書に家主の連署を要す

給水の設備は家主より書面を以て町長に請求す可し

第九條 給水の種類に疑あるものは町長之を認定す

第十條 本條例に於て配水管と稱するは第二十三條第二項の道路に布設したる水管及同水管より道路の境界に至る迄の支管を云ふ

給水装置と稱するは配水管又は道路の境界より放水口に至る迄の支管及屬具の設備を云ふ

第十一條 本條例に給水装置所有者と稱するは給水設備所有名義人を云ひ給水使用者と稱するは給水使用名義人を云ふ

本條例に於て別段の規定あるものを除くの外給水装置所有者は給水設備の管理處分に付給水使用者は給水の使用に付一切の責を負ふものとす

第十二條 本條例に於て人口を算するは家族と否とを問はず同一戸内に現住するもの、數に依る但宿泊せざるものは二人を以て一人とす

第十三條 配水管の敷設なきか又は水壓の關係に依り分水し難き個所は給水の請求を拒絶す可し但配水管及其工費を寄附するときは配水に差支なき個所に限り布設することある可し

第十四條 止むを得ざる事故に依り給水を制限し又は停止する場合は豫め告示す但急速を要する場合は此限にあらず

前項の制限又は停止の爲め生ずる損害に對しては本町は其責に任せず

第十五條 給水使用者の門戸に掲出す可き給水種類の標識は本町に於て之を交付す

第十六條 共用給水を受く可きものと雖も希望に依り普通計量給水を受くことを得

第十七條 第三條第二項第一號に該當するものと雖も特別事情あるものは町長の承認を得て共用給水を受くことを得

第十八條 消火用の爲め私設消火栓を設くることを得

私設消火栓は火災又は演習の外使用することを得す但演習の爲め使用せんとするときは町長の承認を受く可し

私設消火栓は火災に當り公設消火栓と同しく之を使用せらるゝことある可し此場合に於て所有者は之を拒み又は補償を求むることを得す

第十九條 給水使用者は給水の用途外に使用し又は他人に分與販賣することを得す

第二十條 給水栓以外の給水装置は本町水道係員の外之に觸れ若くは開閉することを得す

削除 第二十一條 本町水道係員は給水検査の爲め晝間給水使用者の家宅内に立入ることを得但事急遽を要する場合は夜間と雖も立入ることある可し

第二十一條 給水使用者管理者家主地主等にして無能力者又は法人なるときは其法定代理人を以て本人と看做す

第二章 給水装置

第二十二條 給水装置の新設増設位置變更改造修繕撤去は本町之を施工す

公設共用給水装置は國縣里道及民有第二種道路内に私設共用給水装置は其他の地内に設置す
水留栓は前項道路の境界線に設置す但己むを得ざる場合は此限にあらず

第二十三條 道路の變更其他の事由に依り配水管の移動撤去を要するときは之に伴ふ各戸給水装置の
改造變更は本町之を施行し之か費用は其必要を生せしめたるもの、負擔とす時宜に依り材料代は給
水装置所有者に負擔せしむることある可し

前項給水装置の改造變更に依り延長したる支管は給水装置所有者に負擔せしむることある可し
前項装置の改造變更に依り延長したる支管は給水装置所有者の所有とす

第二十四條 給水装置及給水器の位置は請求者の希望に依り之を定む但位置不適當と認むるときは變
更せしむることある可し

設置後家屋の模様換等の爲め位置の變換を必要と認むるとき亦同し

前項の位置に就ては第三者に對し本町其責に任せず

給水栓の位置は第二條第三條第二項第二號及第十八條を除くの外は家屋内に限る

第二十五條 給水装置の請求者にして既設給水装置所有者の承諾を得るときは支管を分岐することを
得

前項既設給水装置所有者にして之を撤去したるときは分岐引用者は其給水使用を廢止したるものと
看做す

第二十六條 量水器は本町に於て調達し所定の價格を以て給水使用者に拂下く可し

但拂下を受けざる給水使用に對しては貸付保管せしむ

第二十七條 給水使用者所有の量水器に故障を生したるときは本町に於て之を修繕す

第二十八條 計量給水使用者に限り流末装置をなすことを得前項装置を爲さんとするときは町長の承
認を受く可し其増減變更を要するとき亦同し

第二十九條 共用給水使用者には鍵鑑札を貸付す

貸付を受けたるものは確實に之を保管し左の各項を遵守すへし

一、汲水の際は必ず携帯す可し

二、他人に賣渡貸與することを得ず

三、給水使用を廢止したるときは標識と共に返納す可し

第三十條 給水装置を賣買讓渡せんときは關係者連署し町長の承認を受く可し

第三十一條 給水装置所有者にして町内に居住せざるときは管理者を定め連署して町長に届出つ可し
管理者を變更したるとき亦同し給水装置所有者に關する第十一條の規定の管理者に之を適用す

第一項の手續を爲さずして三ヶ月以上給水を受けざる時は給水管を切斷することある可し但正當
の事由あるときは此限にあらず

第三十二條 左の場合に於ては給水装置所有者同管理者給水使用者は速に町長に届出つ可し

- 一、給水装置に砂損を生し若くは給水に異状ありたるとき
- 二、料金の標準に異動を生したるとき
- 三、火災の爲め私設消火栓を使用したるとき
- 四、家督相續又は氏名の改稱に依り給水装置所有者同管理者給水使用者の名義を變更したるとき
- 五、鍵鑑札標識及貸付量水器を毀損又は亡失したるとき
- 六、給水の使用を廢止したるとき
- 七、給水使用者住所の轉換に依り使用共用栓を變更したるとき
- 八、給水使用者の職業又は使用の目的を變更したるとき
- 九、普通計量給水者にして供用給水を受くるに至りたるとき又は共用給水使用者にして普通計量給水を受くるに至りたるとき

第三章 給水工費

第三十三條 水留線より放水口に至る迄の工費は請求者の負擔とす但私設消火栓設置の爲め若くは他の必要に依り鐵管の引込を要するときは配水管分岐點より放水口に至る工費は全部請求者の負擔とす

前項の工費を支拂ひたるときは其給水装置は請求者の所有とす

第三十四條 給水工費は即納分納の二種に分ち即納に係るものは工事着手前に豫納せしめ分納に係る

ものは第一期分の納入を待て起工す

位置變更改造増設撤去修繕等は工費の全部を豫納せしむ

官公署其他町長に於て必要を認めざるもの及急施を要する修繕は工費の豫納を待たず着手することを得

即納分納の区分は請求者の申出に依り之を定む

第三十五條 工費の分納は其工費を三分し一分を起工前に其他は本町所定の利子を加算し月賦を以て二回に納入せしむ

第三十六條 給水装置は分納金皆納に至る迄本町に其所有權を保留し給水装置請求者をして之を管理せしむ

第三十七條 給水工費は竣功後精算書を作製し請求者に交付し過不足あるときは之を還付又は追徴す

第三十八條 給水工費を分納せんとするものは保證人連署の證書を差出す可し但保證人は本町内に居住し直接國稅拾圓以上を納むるものに限る

第三十九條 分納工費皆納前給水装置を撤去したるときは未納に係る金額を即納せしむ

第四十條 變災其他の事故に依り給水装置を亡失毀損したるときと雖も未納に係る月賦工費は減免せず

第四十一條 指定の期限内に分納工費を納付せざるときは給水装置を撤去することある可し

前項の場合に於て撤去物件の價格が未納工費及撤去費を償はざるときは其不足額を追徴し超過したるときは之を還付す但撤去物件の價格は町長の認むるところに依る

第四十二條 不用の爲め撤去したる給水装置は本町に於て買收することある可し其價格は別に之を定む

第四章 給水料及手数料

第四十三條 計量給水料は左の區分に依り徵收す

- 一、一戸一ヶ月五拾石迄金七拾五錢とし以上左の割合により遞加す
 - 三百石迄 一石ニ付 金壹錢五厘
 - 五百石迄 同 金壹錢貳厘
 - 千石迄 同 金八 厘
 - 十萬石迄 同 金五 厘
 - 二十萬石迄 同 金參 厘
 - 二十萬石以上 同 金貳 厘
- 二、縣稅戶數割賦課等差平均等以下のものは前號料金の十分の八とす
- 三、官公署學校病院銀行會社工場等は一ヶ月百石迄金壹圓五十錢とし以上は第一號の割合に依り遞加す

四、臨時用は百石迄金貳圓とし以上は第一號の割合に依り遞加す

五、洗濯業用は一ヶ月六百石迄金貳圓貳拾五錢とし以上は壹石に付金參厘を遞加す

六、噴水泉池用は壹石に付金四錢とす

第四十四條 專用給水の装置をなしたるものにして本町の都合に依り量水器を付せざるときは一ヶ月に付左の區分に依り給水料を徵收す

- 一、縣稅戶數割賦課等差二十三等以上のもの
 - 一戸五人以下 金七拾五錢
 - 一戸五人以下 金六拾錢
 - 一戸十人以下 金八拾錢
 - 一戸十五人以下 金壹 圓
 - 一戸十六人以上は五人を増す毎に金貳拾錢を遞加す
- 二、同 二十四等以下のもの

三、支栓を設くるものは一栓に付金拾五錢を増徴す

第四十五條 共用給水に屬するもの、給水料は一ヶ月に付左の區分に依り徵收す

- 縣稅戶數割賦課等差三十等以下 金拾 錢
- 一、普通共用給水 同 二十八等以下 金拾五錢
- 同 二十四等以下 金參拾錢
- 同 二十等以下 金五拾錢

二、特別共用給水 同

十五等以下

金七拾五錢

三八二

同

十四等以下

金壹圓

三、縣稅戶數割賦課等差未定のは其間一ヶ月金參拾錢とす

四、本條該當者にして營業上使用する場合は前各號の所定料金の外其十分の六を増徴す

第四十六條 放任給水使用者にして牛馬を飼育するときは一頭に付一ヶ月金五拾錢とす

第四十七條 放任給水の開始廢止又は種類を變更したるとき其當月の給水料は左の區分に依り徴收す

給水の開始其月十五日以前なるときは全月分十六日以後なるときは半ヶ月分とす

給水使用を廢止したるとき其月十五日以前なるときは半ヶ月分十六日以後なるときは全月分とす

給水の種類を變更したるときは其給水料は翌月より新種類の使用を開始したるものと看做す

第四十八條 私設消火栓は火災爲め使用するときは無料とし演習の爲め使用するときは一栓一回放水時間十五分以内金七拾五錢とす

第四十九條 量水器を貸付したるときは一個に付一ヶ月左の區分に依り使用料を徴收す但内徑一吋を
超ゆる量水器は使用者をして設備せしむ

内徑 二分の一吋

金參拾錢

同 八分の五吋

金參拾五錢

同 四分の三吋

金四拾錢

同 一吋

金五拾五錢

第五十條 量水器の使用開始又は廢止の場合に於ける使用料の計算は第四十七條の例に依る

第五十一條 放任給水料は毎月一日現在に依り其月二十日迄に徴收す

計量給水料は毎月末使用水量に依り翌月二十日迄に徴收す

臨時用に係る給水料は隨時之を徴收す

第五十二條 量水器使用料は毎月一日現任に依り其月二十日迄に徴收す

第五十三條 量水器の故障其他の事由に依り使用水量明確ならざるときは前三ヶ月分の平均水量に依り給水料を徴收す但平均水量に依り難きときは町長の認むる所に依る

第五十四條 水道係員は毎月二十日より月末に至る間に於て量水器を點檢し使用水量調書を作り之を給水使用者に交付す

給水使用者は調書記載の水量に付後日に至り異議を申立つることを得ず

第五十五條 給水料を遁脱したるものは之を追徴す但其使用期間及金額は本町の認定に依る

第五十六條 左記事項の一に該當するものは規定の給水料を減免することある可し

一、慈善又は公共事業の爲に給水するもの

二、貧困にして給水料を納むるに堪えずと認むるもの

三、村社以上の神社及寺院の盥漱用に給水するもの

三八三

第五十七條 變異又は工事其他止むを得ざる事故に依り給水を制限又は停止することあるも給水料は之を減免せず但一ヶ月以上に及ぶときは此限にあらず

違背處分の爲め給水を停止することあるも給水料は之を減免せず

第五十八條 共用栓の鍵鑑札及貸付量水器を毀損又は亡失したときは其實費を賠償せし

第五十九條 第二十七條に依り量水器の修繕をなしたるときは相當料金を徴收す

第六十條 内徑一吋を超ゆる量水器試験手数料は實費を徴收す

第六十一條 個人所有の給水装置用具の検査手数料は左の區分に依り徴收す但運搬費を要するものは別に其實費を徴收す

一、鉛管類 一條五十尺迄金貳拾五錢とし以上十尺毎に金貳錢を遞加す

二、鐵管類 長短大小に拘らず一本金五十錢とす

三、水栓類 一個に付金貳拾錢とす

以上用具の外検査をなしたるときは其實費を徴收す

第三章 違背者處分

第六十二條 給水装置所有者管理者給水使用者にして左の各號の一に該當するときは給水を停止し又は給水料百分の五十迄を増徴し若くは停止と給水料増徴とを併科することある可し

前項の場合に於て家族又は雇人の行爲に關しては給水装置所有者管理者給水使用者其責に任ずるも

のとす

一、給水料給水工費其他の納付金を指定の期限内に納めざるとき

二、給水を用途外に使用し若くは濫用放流し又は他人に分與販賣したるとき

三、町長の承認を受けずして給水装置を變更改造増設修繕撤去し又は管末装置を施したるとき

四、町長の承認を受けずして私設消火栓を使用したるとき

五、給水料の標準となる可き要件の異動届をなさず又は虚偽の届出をなしたるとき

六、鍵鑑札を貸借又は賣買し若くは模造鍵鑑札を使用したるとき

七、汲水の際鍵鑑札を放置し其管理を怠りたるるとき

八、共用栓を開放し流出の儘物品を洗滌し又は其附近に於て汚物を洗滌し若くは桶盥類を放置したるとき

九、鑑札なき鍵を使用し若くは他人の依頼を受け返済す可き鍵鑑札を使用したるとき

十、正當の事由なくして水道係員の職務執行を妨げ又は拒みたるるとき

十一、量水器の作用を妨害し又は指針を移動したるとき

十二、前各號の外本條例の規定に違反したるとき

第六十三條 給水使用者にあらずして汲水したるとき又は給水の分與を受け若くは買受けたるときは金五圓以下の過料を科することある可し

願書を提出す可し

三八八

第三條 本町水道部に於て前條の願書を受理したるときは現品の検査を爲し再び使用に堪ゆるものと認むる金屬製の用具に限り買上るものとす

第四條 給水用具の買上価格は損傷なきものに限り取付當時の價格に基き左の割合を以て定むるものとす

- 一、取付後滿壹ヶ年まで 壹割減
 - 二、同 參ヶ年まで 壹割貳分減
 - 三、同 五ヶ年まで 壹割五分減
 - 四、同 十ヶ年まで 貳割減
 - 五、同 十ヶ年以上 參割五分乃至五割減
- 第五條 損傷あるも加工修繕を爲し再び使用に適するものと認むるものは相當價格を定め買上ぐる可しとある可し

第六條 鉛管堀取其他用具の撤去に要する費用は願人に於て負擔す可し

第七節 水道巡視勤務規程

大正元年十一月二十六日日本町水道巡視勤務規程を定め直に之を施行せり即左の如し

水道巡視勤務規程

第一條 水道巡視は、本規程の外町吏員服務心得及水道に關する規則を遵守し町長又は上司の指揮監督を受け水道の保護及給水に關する諸般の取締に従事す可し

第二條 水道巡視は常に給水區域内を巡廻し公私共用栓の位置并給水使用者の所在及給水の狀況を熟知し尙ほ左の各項に注意す可し

- 一、給水を濫用盗用又は分與するものなきや
- 二、給水使用者にあらずして給水栓を開閉するものなきや
- 三、共用栓の外屋外に屬する給水用具を開閉するものなきや
- 四、給水用具の破損其他給水上異状を生じたるも届出でざるものなきや
- 五、公私共用栓の鍵鑑札を亡失毀損したるも届出でざるものなきや
- 六、放任専用給水使用者の人口營業用牛馬數に異動を生じたるも届出でざるものなきや
- 七、承認を受けずして給水用具を賣買讓與又は貸與したるものなきや
- 八、公私共用栓の鍵鑑札を他人に使用せしむるものなきや
- 九、承認を受けずして給水用具の修繕變更又は改造したるものなきや
- 十、水栓所有者にして其水栓の管理を拋棄したるものなきや

第三條 水道巡視は巡廻中水道鐵管及公私共用栓の附屬品具其他給水用具の異状を認知したるときは適當の措置を施し其旨速に町長に報告す可し

三八九

第四條 水道巡視は給水の濫用盗用分與其他水道に關する規則に違反せる行爲裝置等を發見したる時は適宜の處分を施し其旨速に町長に報告す可し

第五條 水道巡視は水道給水規則第二十三條各號に該當するものあるときは速に届出でしめ第四十二條各號に該當するものあるときは町長の指揮を受け停水處分を執行す可し

第六條 火災の際は速に現場に出張し消火栓の位置に注意し消防上遺憾なき措置を施し鎮火したるときは消火栓又は其附近に於ける給水用具に對し損傷の有無を調査し若し異狀を認めたるときは適當の措置を施し其旨速に町長に報告す可し

第七條 水道巡視は職務執行に關する事項は細大となく手帳に記載し町長の檢閲を受け使用済後滿一ケ年保管す可し

第八條 水道巡視は職務執行に際し給水使用者其他個人の邸宅に於て猥に餘事を談じ又は飲食する等の行爲ある可らず

第九條 水道巡視の勤務時間左の如し但事務の都合に依り時間外と雖も勤務せしむることある可し

自十一月一日 自午前九時 至午後四時
自翌年二月末日 自午前九時 至午後四時
自三月末日 自午前八時 至午後四時

第十條 水道巡視二名以上あるときは休暇日と雖も交代勤務す可し

第十一條 水道巡視は事務上差支なき場合に限り町長の許可を得て一ケ年間二十四日以内休暇するこ

とを得

第十二條 水道巡視は毎日一名宛宿直す可し

但宿直中に生じたる事項は宿直日誌に記載し町長の檢閲を受く可し

第十三條 水道巡視は水道に關し他人に應接するときは懇切を旨とし苟くも權威ケ間敷言動する可らず

第十四條 停水中の者は特に注意を加へ不正の所爲なからしめんことを期す可し

第十五條 給水使用料其他工費等の未納者に對し注意又は督促を加へ徴收方及量水器點檢を幫助す可し

第十六條 給水使用者の門戸に掲ぐる標識に異動を生じたるときは取替又は撤去せしむ可し

第八節 火災に關する宿直員心得

大正八年十二月二十五日非常の場合に於ける宿直員心得を定む即ち左の如し

火災に關する宿直員心得

- 一、警察署及消防組頭其他より町内出火の通知を受けたるとき又は宿直員に於て出火を發見若くは聞知したるときは直に職工詰所の宿直者へ通知し消火栓の開栓用器具を携帯現場に出場せしむ可し
- 二、前條の手續を了したるときは水道淨水場へ出火の通知をなす可し
- 三、宿直者に於て町内に出火あるを發見若くは聞知したるときは左の順序に依り通知す可し

- (1) 職工詰所宿直者
 - (2) 警察署及消防組頭
 - (3) 水道浄水場
- 四、火災現場には町役場員及水道部係員の所在を明にするの目標として各名稱を表記したる高張提灯を
 使丁及定夫をして携帯適當の所に掲出せしむ可し
- 五、町役場に接近したる個所の出火に際しては以上の外臨機の處置をなす可し
- 以上の外必要な事項は一般宿直員心得に依る可し

第二章 計量器

第一節 計量器の種類

本町水道の計量器(量水器とも云ふ)は、最初之を撰擇するに際し、東京市水道課に於て指導を請ひ種々の試験の結果獨逸國「シーメンヌ、シュツケルト」會社製平圓盤式を採用せり、其後歐洲大戰の爲め、一時其の輸入の杜絶に際しては内國金門商會より平圓盤式及翼車式を購入使用せしが、其結果良好なるを認めたり、

第二節 計量器取締

上水「メートル」取締心得

大正元年十一月二十五日福島縣度量衡取締官吏宇野本縣技師來廳上水「メートル」取締心得に關し左記事項を指示せらる

上水「メートル」取締心得

- 一、供給事業者は「メートル」計量上公差以上の差狂あるもの又は作用若くは構造の不完全なるものを使用すべからず而して公差は其表はす量の百分の三とす
- 二、「メートル」は据付前必ず検査を爲し据付後毎年少くとも二回以上期を定めて検査を爲すこと
- 三、供給事業者は「メートル」點檢簿を調製し置き特種の事由なくして例月に比し著しく使用量の差異あるものに就ては速に其需用者の「メートル」検査を行ひ其結果を縣廳に報告すること
- 四、需用者より「メートル」検査の申出ありたるときは遲滯なく検査を爲すこと
- 五、「メートル」を取外したるときは更に検査を爲すこと
- 六、供給事業者に於て需用者が故意に「メートル」に差狂を生せしめ又は不正の手段を以て計量を偽りたる事實と「メートル」の検査成績を縣廳に報告すること
- 七、「メートル」の製造検査及保管上注意を要する事項左の如し

(イ)「メートル」には左の表記をなすこと

- 一、製造者輸入者若くは上水供給事業者又は修覆者の氏名名稱又は其記號及番號

- 二、水の入口又は其出口を表示する文字又は標識
- 三、水の入口又は其出口の管の口徑
- 四、目盛には適當の部分に其目盛を表示する値
- (ロ)「メートル」は外部より容易に指針内部の機械又は機械の作用を變更し得ざる構造と爲すこと
- (ハ)「一平方センチメートル」に付十疋又は一平方インチ」に付百四十「ポンド」の水壓力を加ふるも水が漏洩し内部の機械の作用に故障を生ぜざる構造と爲すこと
- (ニ)「一平方センチメートル」に付三疋乃至〇、七五疋又は一平方インチ」に付四十「ポンド」乃至十「ポンド」に至る如何なる壓力の水を通過するも公差以上の差を生ぜざるものと爲すこと
- (ホ)「メートル」の構造に依りては一平方センチメートル」に付〇、七五疋又は一平方インチ」に付十「ポンド」以下の水壓の場合に於て著しく計量に差を生じ又は水が「メートル」内を通過するも指針の移動せざるものあるを以て此點に付注意を爲すこと
- (ヘ)「メートル」を通過する水を急激に遮断したる場合に於て其の指針は直に靜止す可き構造となすこと
- (ト)「メートル」は甚だしく寒氣を感じざる場所を選びて之を据付け且つ寒氣を防禦する方法を講じて保管をなすこと
- (チ)「メートル」には其損傷を避くる爲め蓋を附すること

(リ) 甚だしき濁水が「メートル」内を通過したる場合には清水を通せしめ速に掃除を爲すこと
 八、縣廳へ報告事項

毎年四月三十日迄に前年に於ける左の事項を別紙様式に依り報告すること
 (イ) 毎年末日現在の需用者の戸數使用中に係る「メートル」の箇數
 (ロ) 毎月一月より十二月末日に至る「メートル」の検査成績
 様式第一號 需用者の戸數及「メートル」數

其一 需用者の戸數
 大正 年 月 日 現在前期(年) 末 現在 増 減
 其二 「メートル」數
 區 分 大小別口徑 何吋 口徑 何吋 口徑 何吋 計
 年 月 日 現在
 前 期(年)末 現在
 様式第二號 自 年 年 月 月 「メートル」製作輸入及修覆の數並検査成績

區	分	製作輸入及修覆の數及検査成績	口徑何吋	口徑何吋	計	備考
	検査成績					
	検査總數					

メートル取扱に關し大正五年七月廿八日福島縣内務部より通牒有り前の宇野技師の注意書中第三、五、七のイロハニヘトリハの諸項と左記箇數届の様式なり

一、毎年四月十日迄に左の事項を報告すること

別記様式に依り毎年三月末日現在の使用中に係る「メートル」の箇數

様式 大正何年三月末日現在使用中に係る水量「メートル」の數

事業 者 別	大正年月日現在		内地製及外 國製區別		口徑何吋	同	同	計
	増	減	内 地 製	外 國 製				
何 市	前年	同期	現在	現在	同	同	同	計
合 計	前年	同期	現在	現在	同	同	同	計
	増	減	同	同	同	同	同	計

第三章 給水使用者心得諭告等

明治四十五年三月水道布設工事竣成するや、全町に給水するに至りしを以て、水道巡視をして給水の實況を調査せしめ、只管ら善良なる使用法に導くことに努めたり、其の一二例を擧ぐれば、或は共用栓の附近に於て洗濯をなし、或は道路に撒水し、或は濫りに放流するものあり、庭園泉水等に放流するものあり、これ等は其の始に當り、徹底的に矯正せざれば又如何ともす可らざるに至るや明かなり、於是本町は巡視をして監督指導せしめ、濫費を誠め且つ其の實況に鑑み、主として印刷物に依り、或は告諭を發し、或は心得告示等を發し、惡弊矯正を講じたり。

第一節 水道使用者心得(明治四十五年五月郡山町水道部)

水道は、水道使用者の外使用するを得ざるに不拘、他人に分與し、或は共用栓より盗用し、或は兒童等にして、共用栓又は水止栓蓋等に觸るゝもの有之、不都合の儀に付、右等發見の場合には、假借なく相當手續に可及候條使用者に於ても、水道保護上、及違背者を生せざる様、十分御注意相成度及御通知候也

第二節 水道使用者一般(大正元年八月十日町長告諭)

本町水道工事は、別に故障なく竣功を告げ、本年二月以來漸次給水を開始以て今日に至りたる處、其水質善良なると給水の至便なるとは、一般使用者に爽快を與ふるを以て、夏季炎暑の候に於ては平

常よりも多量に使用するは、自然の趨勢にして數の免れさるところなれども、近來に於ける使用水量は、毎日實に九萬立方尺以上、即ち人口三萬人以上に要す可き多大の水量にして、豫定水量の五割以上を超ふるものなり、是れ使用者が所要の水量を超過したる濫費に基因するものなくんばあらざるなり、今水道部に於て視察する處によれば、計量給水使用者に於ては、未だ量水器の据付なきより、水栓を開放し置き放任給水(無計量)使用者に於ても、必要なきに水栓を開放し、下水堀其他の溝渠に放流し置くもの往々有之、又共用栓使用に於ては、栓の附近に於て種々の物品を洗濯し、其他猥りに道路に撒水する等濫費するもの數ふるに違あらず。

右等濫用者は、發見次第注意を加ふること再三に及ぶと雖も、尙矯正せざるものあり、今に於て此等惡弊を矯正せざるときは、習慣性となり又容易に矯正し得ざるに至る可し、而して此等惡弊は使用者各自に於て自動的に矯正する意志なきに於ては、百の部員巡視ありと雖も能く矯正するを得ざる可し、依之爾今一般使用者に於て、此等惡弊を矯正せんが爲め、自ら注意を拂ふと同時に隣保相戒め相互相告げ、以て濫費の結果として、當然來る可き給水缺乏の困難を今日に於て豫防することに努め尙左の各項に深く注意せらる可し。

- 一、水栓の口を開け放しにして水を使用し、又は開け放しの儘他用を便せざること
- 二、水栓の口を開けたる儘洗濯を爲し、又は汚穢の手足を洗はざること
- 三、水栓の口を開けたる儘、米又は其他の物品を洗はざること

四、水道の水を道路又は庭先等に撒布せざること

五、水道の水を舊水道の桶に入れ放しにせざること

六、水道の水は他人に分與す可からざるは勿論、水道の水を舊水道の桶に入れ置き、之を他人に分與せざること

七、共用栓の鍵を貸し借りせざること

八、共用栓の附近に於て洗濯を爲し、又は物品を洗はざること

九、共用栓の鍵を使用の儘、共用栓の頭に掛け放しにせざること

十、共用栓の鍵は一時に數度汲み込む時にも毎度携帯し、後回使用するまで共用栓に掛け置かざること

第三節 計量給水使用者心得(大正元年十月十八日郡山町水道部)

計量器(メートル)は計量給水の消費量(使用石數)を計る基本です、外部から見れば金屬製故頗る堅牢で心配がいらぬ様であるが、其構造は譬へて言へば時計の如き器械であるから、萬一内部の方に打撃でも蒙ると、損して其作用(働き)に異狀を呈し、正確なる水量を知ることが出来なくなり、又之を損傷すると其修繕が困難で場合に依りては内地に於て直せぬことになり、多額の修繕料を納めねばならぬやうになりますから、保護上に注意せねばなりません、尙心得の箇條左に、

- 一、量水器の蓋を猥りに開閉してはなりません、又小供其他無用の者に手を觸れしめざるやう氣をつ

けなさい。

- 二、量水器の上に重き物は勿論、餘計の物を上げ置かざるやうに、又其附近に顛倒又は回轉し易き重き物を置かざるやうに氣をつけなさい。
- 若し量水器の場所が人の通行する場所ならば、更に其上に丈夫な板を載せて置くこと宜しい。
- 三、量水器の附近に、塵芥又は不潔の物を置かざる様に氣をつけなければなりません。
- 四、量水器が若し破損又は異状を生じたと思ふ時は、速に水道部に届出でねばなりません。
- 五、量水器は毎月二三回係員臨檢し水量を記帳しますから、豫て配付したる量水器點檢簿を見易き處に掛け置き、係員臨檢の際直ぐ差出すやうにしなさい。

第四節 水道に就て(大正二年六月一日町長告諭)

追々夏期の候に際し、消費水量の漸く増加する時期なるに依り、當局者に於ても、出來得る限り送水に従事しつゝあるも、貯水の量日一日より減し前途益消費高を超過するの傾向あり。

夏期に際しては、衛生上最も飲用水に注意を加ふ可きは申す迄もなき事なれども、浪費濫用の結果、供給水缺乏より萬一斷水するが如きことあるに於ては、當に多數使用者の不便なるのみならず、衛生上將た殖産興業上、其他の業に在りても不測の損害を生ず可きは各位の夙に留意せらるゝ所と確信す、之を昨年に於ける夏季の使用水量に見るに、一日實に九萬立方尺以上、即人口三萬人以上に要す可き多大の水量にして、豫定水量の五割以上を超過するに至り、水道當局者の寒心措く能はざると

ころなりき、之れ畢竟給水使用者が所要の水量を超過したる浪費濫用に基因するものにして、當時當局者の調査視察するところによれば、給水使用者の多くは濫に水栓を開放し、或は流末装置を以て庭園泉水に放流し、或は道路庭内出入口等に撒水し、或は水浴數回に渉る等の浪費を敢てし。又共用栓給水使用者に於ても、前同斷の行爲夥しく其惡弊誠に憂慮に堪えざるものあり。

如斯惡弊を持續するが如きこと有之に於ては、其患害の及ぶところ測る可らず、依て、各位は自今篤く右の趣旨を了得せられ、左記事項の如き浪費は各戸互に相戒め相節制し、苟も浪費濫用致さる様下婢奴僕の末々に至る迄、諭せられ、水道當局者の苦心を貫徹せしむる様注意せられ度、萬一各位の注意篤ふして此目的を達する能はる時は、如何とも致し難く、不得止前述の恐る可き斷水を施行するの外なき次第なるに依り、此際全町水道給水使用者各位に於て、篤く此旨意を了せられ、該惡弊を脱却し、以て此不幸を招かざらんことに警戒を促す所以なり、若夫れ諭告を毫も顧みずして浪費するものを發見したる場合は、勿論假借なく嚴重なる違反處分を施行するに至る可し。

- 一、水道淨水を以て、道路庭内出入口等へ撒水せざること
- 一、水栓を開け放して、洗濯洗ひ物米磨き又は汚穢の手足を洗はざること
- 一、水道の水を舊水道の桶に入れ放しにせざること
- 一、水道の水は他人に分與す可らざること
- 一、分別なき兒童其他をして水を汲取を爲さしむるには、必らず注意して浪費せしめざること

- 一、庭園泉水に流末装置を以て放流せざることを
- 一、家宅其他の掃除には、成る可く浄水を使用せざることを
- 一、樹木の類に浄水をかけざることを
- 一、風呂水浴等に於ても、多量の水を浪費せざることを
- 一、共用栓の鍵は決して貸し借りせざることを
- 一、共用栓より水を汲み取る時は、手桶バケツ等を用ひ、無用にこぼるるを防ぐことを
- 一、共用栓の場所に於て、洗濯物洗ひ米磨き又は汚穢の手足等を洗はざることを
- 一、鍵使用の儘、共用栓に放置せざることを、又一時に數度汲み込む場合にも、毎回携帯して共用栓に放置せざることを

第五節 共用栓使用者に告知(大正三年六月二十三日町長告諭)

共用栓給水使用者にして、其使用廢止せんとするときは、未納に係る給水料を完納し、鍵及鑑札を當町水道部へ返納す可き規定なるに拘らず、其手續を完了せず、鍵鑑札を返納せず、之を其隣祐又は知己其他の者に預け、當町を退去し行衛不明と相成る者往々有之、然して其鍵鑑札を預かりたる隣祐又は知己其他のものにして、直に之を返納せず、十數日を経過したる後漸く返納するため持參する者有之、其未納に係る給水料の如きは、敢て關知せざるもの、如し、尙ほ且つ本人の所在を問ふも之を隱蔽して告げず、却て其本人に對し納金の遁脱を援助するが如き形跡あるものあり、又は其預りたる

鍵鑑札を、其儘所持し、自己のもの、如く使用し居るもの有之、不都合の儀に付、爾今何人と雖も他人の鍵鑑札を預かるときは、若し未納に係る給水料有之者に對しては、代納の義務を負担すべく、尙左記事項遵守す可き義と心得らる可し。

- 一、退去又は移轉等に依り、鍵鑑札を返納す可き場合に於ては、右返納と共に給水料の未納額は納入す可きこと
- 一、鍵及鑑札返納の依頼を受けたるものは、給水料の未納あるものに對しては、其未納額を代納すること
- 一、同上の依頼を受けたるものは、速に鍵及鑑札を水道部に返納し、未納ある者に對しては、同時に收入役に代納す可きこと
- 一、退去又は移轉者の行先に就ては、右依頼を受くる際明瞭に承知し置き、水道部に於て必要あるときは可申出事
- 一、鍵及鑑札は何人と雖も之を賣買することを禁す

第六節 用水節約第一(大正三年七月七日町長告諭)

水道給水開始以來既に三年の今日に於ける使用者と、開始當時の使用者とを比較するときは、一般に使用上に注意を加へ、濫費の弊を減し、稍々良好に傾きつゝありと雖も、例年夏季に至るときは濫費に陥り易く、爲に使用水量を増加し計量給水者の如きも、自家の料金に驚くことあり、殊に専用栓

及共用栓使用者の如きは、濫費するも直に自家の料金に關係なきを以て、濫費に陥り易し、濫費に陥り易き者に對しては、常に警戒を加へつゝ來りたるも、本年の夏季は過般來近年稀なる炎暑なるを以て、使用水量も例年になく激増したり、淨水場に於ける日々の濾過水量は、固より限あるを以て、無限に送水するを得ず、爲に水壓減少の結果、字壇場の一部及字清水臺の一部の高所には、給水不可能の箇所を來し、其使用者に於ては、非常の困難を感じたり、然るに平地の使用者は、此等の支障を感ずることなく、欲するが儘に使用し得らるゝより濫費するもの有之、一例を擧ぐるに、胡瓜豆腐蔬菜及牛乳ラムネ其他の飲用品を小桶に入れ之に放流し置くものあり、或は水栓を開放して下水溝渠又は水溜桶に放流し置くものあり、爲に近來一層の警戒を加ふるも、各使用者に於て使用上に注意し節約を加へ、以て後の給水不可能の箇所に於ける不便を顧慮するの徳義心を想起せざるに於ては、吏員の警戒苦心も効を奏せざるに至る可し、故に自今各使用者は深く使用上に注意し、節約を加ふると同時に、左の諸項に注意せらる可し。

一、各給水使用者は、常に必要の水量を流出したるときは、直に水栓を閉鎖、決して開放し置かざること

一、各給水使用者は、水栓を開放の儘物品を洗ひ又は他用を辨せざる事

一、各給水使用者は、胡瓜豆腐其他の蔬菜果實及牛乳ラムネ其他の物品を容器に入れ、之に給水を放流し置かざること

一、専用栓を使用するものにして濫費するときは、量水器を据付け、計量栓使用者に準し料金を徴收す

一、各給水使用者は勿論何人と雖も、水道給水を賣買讓與する事を禁ず

一、共用栓使用者にして濫費するときは、鍵鑑札の使用を停止し、又は三ヶ月以内普通料金の五割を増收す

第七節 量水器(メートル)を使用者に對する注意書

(大正三年九月十四日町役場注意)

本町上水供給上に、量水器「メートル」を使用せし以來、既に三年、幸にして不正の故を以て法律上の處罰を受けたる者なしと雖も、該器に對し損傷を加へ、之れが爲め意外の損失を受け、又は將來のため訓戒を受けたるものあり、此等は無智の雇人又は小兒輩の惡戯に出でたるも、尙使用者の責任に歸す、若し量水器に對し、計量を偽るの目的を以て不正の行爲をなしたるものは、法律上の制裁を免れざるを以て使用者は常に自ら戒心注意すると同時に、豫め其代理人家族雇人従事者其他の者特に小兒に對し嚴重に訓戒を加へ、無用の者をして苟にも接觸せしめざるは勿論、其蓋を開閉せしめざる様警戒し、尙ほ左の事項を豫め服膺し置かれ度し。

一、量水器の計量を偽るの目的を以て不正に量水器を使用したる者は、明治四十二年三月法律第四號度量衡法第十三條第二號に據り、一ヶ年以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處せらる可きこと

二、其代理人家族雇人従業者其他のものにして、前項の所爲を爲したるときは、自己の指揮に出でざるの故を以て、其處罰を免るゝことを得ざる可きこと

第八節

水道給水使用者に對する注意書(大正四年三月二十日町長注意)

從來共用栓取締上に於ける困難なるもの種々ありと雖も、其内最も甚しきものを擧ぐれば、第一合壁の長屋に住居する者にして、甲は給水使用者なれども、乙は之が使用者にあらず、其實乙は曉天又は夜間等に於て、甲の鍵鑑札を借り汲水するもの、又は此等甲乙隣祐相共同して鍵鑑札を使用するもの、第二鍵鑑札を使用の儘共用栓に放置し、管理を怠るもの、並其放置したる鍵鑑札を窃取し、其鑑札を棄却して、鍵のみを窃かに使用し居るもの、第三他の地方に移轉の際、自己の使用し來りたる鍵鑑札を返納せず置去りするもの、並其後に轉住するものは、之を奇貨として使用し居るもの、第四他の依頼を受け、返納す可き鍵鑑札を預り之を返納せず使用するもの、第五他の汲水する機會を利用して汲水するもの等ありて、其結果水道取締上の困難一方ならざるのみならず、給水料の徴收不可能に歸するもの少らず、斯くては取締上は勿論給水料徴收上益々困難に陥り、遂に水道歳入に甚大の缺陷を生ずるに至る可し、是れ今回水道給水規則施行細則中改正せられたる所以にして、事實上不得已に出でたるものなり、然して其改正せられたる主要の條項は、貸家を有するものは、其家屋内に住居する借家人に對し總代人となり、給水使用の請求より、給水料の納付及改廢異動の届出等の事項に就ては専ら其責に任ずるものなるが故に、若し不注意の事より意外の損失を招くことなきを保せず、依て

家主たる總代人及借家人は、常に左の各項の要點に就き、特に注意せられたし。

- 一、貸家を有するものは、其家主内に住居する借家人に對し、給水を請求するときは、組合加入請求書(用紙は水道部に備付あり)を水道部に提出し、鍵鑑札を受け之を使用者に交付すること
- 二、給水料は、可成家賃と同時に借家人より取纏め、期日内に納付する事
- 三、給水料に異動を生ず可き事項發生したるときは、速に届出をなすこと(例令は從來無職のものが飲食店を開業したるときのみ)
- 四、借家人にして他に轉居せんとする場合は、速に其鍵鑑札を返納し、使用廢止届書(用紙は水道部に備付あり)を水道部に提出す可し
但本町内に轉居し、引續き其鍵鑑札を使用せんとするものに對しては、變更届書(用紙は水道部に備付あり)を水道部に提出し、鑑札の書提を請求すること
- 五、給水料取纏の便法として、家屋賃借の際、家賃と給水料とを包含して契約するは、双方の便利なるを以て、實行せらるゝを希望す
- 六、給水料を毎月取纏めるは、双方の手數なれば、數ヶ月分づゝ前納し置くも便法なり、實行せらるゝを希望す
- 七、家主たるもの、自己の給水栓より、恣に其借家人等に給水したるときは、其給水を受けたるものゝ資格に應じ、其給水したる時より相當の給水料を徴收したる上、規則違反の處分に附せらる可き

に付、注意すること

八、隣祐共同して一の鍵鑑札を使用したときは、其使用したるときより、資格に相當する給水料を徴收したる上、規則違反の處分に附せらる可きに付、注意すること

九、從來の共用栓給水使用者に就きても、此際改正様式に依り、共用栓組合加入請求書を提出すること

十、家主たるもの、給水区域内に於ける借家人に對しては、他に給水の設備を有するものは格別、可成水道給水を使用せしむる事に注意せられたし

公告第四號

水道給水規則施行細則中左の通り改正す

第二條第三號中左の通り改正す

第十八條第一項中、其家主の下に括弧借家人は其の五字を加へ家主の下に括弧を加ふ

例(借家人は其家主)

第二十條第一項を左の通り改む、家主たる總代人は、組合内に於て左の事項に對し、専ら其責に任ずるものとする

第三十九條第一項を左の通り改む

規則第四十二條に依り、停水處分をなしたるときは、其違背の廉を釐正するまで之を解除せず、尙

は左の各號に違背したるものは、三ヶ月以内に於て、給水料百分の五十を増收し、若くは停水と給水料増收とを併科することある可し

一、給水料を減額又は遁脱する目的を以て、虚偽の届出をなしたるもの

二、共用栓の鍵鑑札を貸借又は賣買譲與したるもの

三、共用栓の鍵鑑札を使用の儘共用栓に掛け置き、又は其他に放置し管理を怠るもの

四、共用栓を開放し流出の儘洗濯したるもの

五、共用栓の附近に於て汚穢の物品を洗濯し、又は放置したるもの

六、他人の依頼を受け、返納す可き共用栓の鍵鑑札を預り、之を返納せず使用したるもの

第九節 給水料滞納者取扱方法及量水器拂下價格其他注意事項

(大正四年六月一日町長告諭)

水道給水規則施行細則改正の結果、曩に注意を促し置きたるも、尙ほ左記事項に注意せられたし。

一、家主總代人に於て、其借家人たる組合員に再三再四給水料の督促をなすも、尙ほ納付せざる時は翌月十日迄に水道部に其旨届出づるものとする

二、借家人たる組合員にして、給水料未納の儘行衛不明となりたるものあるときは、家主總代人は七日以内に其旨水道部に届出で、鍵鑑札を返納すること

三、前二項の届出を怠りたる時は、家主總代人に於て辨納せらるゝこと

四、家主總代人に於て、其借家人の給水料を納税組合より納付せしめんとするときは、其旨水道部に届出づること、納税組合を脱退したるとき亦同し、右の給水料納入告知書は納税組合に配付す可し

五、量水器は、拂下る本旨とし、從て料金は少きも、年利一割八分以上に當れり、此際拂下げられんことを希望す

量水器拂下價格並使用料表

種類	一時納付價格	一ヶ月使用料	一ヶ年使用料	備考	
二分の一時	金拾九圓參拾八錢	金參拾錢	金參圓六拾錢	數回に分納せんとするものは分納金額に對し一ヶ月に付一分の割合を以て上記の價格に加算す	
八分の五時	金拾九圓五拾八錢	金參拾五錢	金四圓貳拾錢		
四分の三時	金貳拾貳圓八拾六錢	金四拾錢	金四圓八拾錢		
一	金貳拾九圓拾五錢	金五拾五錢	金六圓六拾錢		
六、拂下の量水器と雖も自然に狂差を生じたるものは無料修繕とす但故意若くは不注意の爲め損傷を來したるものは此限にあらず					

第十節 用水濫費の矯正(大正四年七月十日町長告諭)

夏季炎暑の時に於ては、平時より幾分多量の給水を要するものなりと雖も、濫費の多きも亦夏季炎暑の候に在り、而して本年に於ける使用水量の増加は殊に顯著なるものあり、即ち客月中旬前後の炎熱に當り、一晝夜に於ける使用量は拾壹圓七千立方尺餘の多きに達し、實に水道給水開始以來未だ曾

て見ざるところなり、抑も本町水道の最大給水量は、一晝夜九萬立方尺なるが故に、其最大限を超過すること殆んど三萬立方尺に及びたり、尤も近來停車場其他の工場等に於ける使用水量も亦増加したりと雖も、其所要以外に濫費の多きは疑ふ可らず、此くの如くなるを以て水壓減退し、爲めに字壇場及清水臺の一部に給水不可能の箇所を來し、其使用者は非常の不便を感ずるに至る、依て一般使用者は、充分の注意を怠らず、節約を加へ、以て速に其不便を免れしめられたし、今尙ほ濫費の弊を改めず、左記の如き行爲を敢てするものあるときは、使用者各位は互に注意警告し、濫費の惡弊を矯正することに努力せられたし。

矯正を要する濫費の行爲

- 一、水栓を開放して其溢るゝを忘れ、其他下水堀等に放流し置くもの
- 一、水栓を開放の儘洗足し、或は物品を洗滌し、又は他用を辨じ無益に給水を流出するもの
- 一、胡瓜豆腐牛乳ラムネ其他の飲食物を容器に入れ、之に給水を放流するもの
- 一、計量給水使用者にあらずして、庭園又は泉水等に流末装置を以て給水を放流するもの
- 一、道路又は庭園等に給水を撒布するもの
- 一、共用栓の心棒を、元の位置に廻轉せしめず、無益に給水を放流するもの

第十一節 用水節約の警告(大正六年七月二十五日町長告諭)

水道給水開始以來既に六年を經過し、使用者は年と共に使用上に注意を拂ひ、濫費の弊を減し、稍

良好に傾きつゝありと雖も、尙ほ例年夏季に入りては、濫費に陥り易く、爲に使用水量を増加し、計量器使用者中にも時に或は自家の料金に驚くことあり、殊に計量器なき専用栓及共用栓使用者の如きは、濫費するも直に自家の料金に關係なきがため、兎角濫費に陥り易きを以て、常に警告しつゝ來りたるも、本夏季は近年に稀なる炎暑に加へ、殆んど降雨を見ることなく、爲に貯水量は漸次減少するに反し、使用水量は例年になく激増し、本月十一日の如きは未曾の水量二萬二千二百十二石餘（拾四萬四千立方尺）を使用せり、然れども淨水場に於ける日々の濾過水量は、固より限りあるを以て、無限に送水するを得ず、爲に水壓減少の結果、字壇場及字清水臺の各一部の高所には、給水不可能の箇所を生じ、其使用者に於ては、非常の困難を感じつゝあるも、平地の使用者は此等の支障なく、常に欲する儘に使用し得らるゝより、中には水栓を開放して下水溝渠又は水溜桶に放流し置くものあり、爲に近來一層の警戒を加ふるも、尙使用者に於て使用に注意せざる向あり、斯くては給水の均衡圓滿を保つ能はざるに依り、宜しく彼の給水不可能の箇所には於ける不便に鑑み、自今各使用者は、深く使用上に注意し、節約を加ふると同時に、左の諸項に注せらる可し。

- 一、各給水使用者は、常に必要の水量を流出したるときは、直に水栓を閉鎖し、決して開放し置かざること
- 一、各給水使用者は、胡瓜豆腐其他の蔬菜果實及牛乳ラムネ其他の物品を容器に入れ、之に給水を放流し置かざること

一、計量器の附設なき専用栓を使用するものにして濫費するときは量水器を据付け計量栓使用者に準じ料金を徴収す

- 一、各給水使用者は勿論何人と雖も水道給水を賣買譲與することを禁ず
- 一、共用栓使用者にして濫費するときは、鍵鑑札の使用を停止し、又は三ヶ月以内普通の五割を増徴す

第十二節 用水上の注意（大正七年七月十七日町長告諭）

本町水道給水開始以來既に七年を閲し、逐年使用者増加せるに従ひ、使用水量も亦著しく増加し、加ふるに例年夏季の候に入り、使用水量の増加するは自然の趨勢にて、本月六日の如きは給水開始以來未曾有の石數即ち拾五萬四千立方尺（二萬三千七百五拾六石）の多きに上れり、是單に實際の使用水量に止らず、或は使用上の注意を缺き、濫費に陥るものあるの結果なる可し、然れども淨水場に於ける濾過水量は固より限あるを以て、無限に送水するを得ざるの結果、水壓減少し、字壇場及清水臺地内高所の部分並停車場構内「タンク」の如きは、時として給水に差支ふることあるが爲め、其使用者は非常の困難あるに反し、平地の一般使用者に在りては、是れ等支障を見ることなく、常に欲するが儘に使用し得らるゝが爲め、使用者中往々にして、水栓を開放して下水溝又は水溜桶に放流し、或は放水の儘洗濯其他の洗物を爲すものあり、斯くては給水の均衡圓滿を保つ能はざるは勿論、濫費の結果、徒らに貯水を減少し、今後の天候如何に依りては、或は斷水の止むなき悲境に陥る場合なしとも限ら

れず、轉た寒心に堪えざるに依り、本町に於ては、特に日夜吏員をして巡回使用の状況を監督し、前記濫用者に對しては、懇篤警告を與ふるも尙ほ濫費の弊を免除する能はざるは、甚だ遺憾とする所なり、故に自今一層監督を嚴にすべきに付、各給水使用者は、水道淨水場設備の實況を知悉し、平素は勿論此際特に使用上に留意し、節約を加ふると共に左の諸項を遵守し、苟も濫費することなき様深く注意せらる可し。

一、各給水使用者は、使用上必要の水量を流出したるときは、直に水栓を閉鎖し、決して開放す可らざること

一、各給水使用者は、水栓を開放の儘洗濯米磨其他の物品を洗ひ、又は開放の儘他用を辨せざること
一、各給水使用者は豆腐蔬菜果實の類及牛乳ラムネ其他のものを容器に入れ、之に給水を放流し置かざること

一、各使用者は、水道淨水を道路又は庭園等に撒布せざること

一、共用栓の鍵は、使用の儘栓頭に掛け置かざること

一、共用栓の鍵は、連続して數度使用する場合に於ても、其都度携帯し、必らず共用栓に掛け放しになさざること

一、共用栓の鍵を貸し借りす可らざること

以上の外特に心得らる可き事項左の如し

一、水道給水使用に關する揭示事項に違反したるものは、警察犯處罰令に依り、三十日未滿の拘留又は貳拾圓未滿の科料に處せらる

一、計量器の附設なき専用栓を使用するものにして、濫費するときは、量水器を据付け、計量水使用者に準じ料金を徴收す

一、共用栓使用者にして、濫費するときは、鍵鑑札の使用を停止し、又は三ヶ月以内普通料金の五割を増徴す

第十三節 用水濫費の注意(大正八年六月三十日町長告諭)

本町水道給水者に對しては、平素淨水を濫用せざる様注意し、尙每年夏に於て、特に印刷物を各戸に配付し注意し置きたるも、其注意事項を遵守するもの甚だ少く、殊に洗濯米磨等の際、及撒水其他に濫費するため、水壓減少の結果、字清水臺堂前壇麓山内一帶高地の給水區域に對しては、日中殆んど給水すること能はず、加之本年は初夏以來降雨少なき爲め、月下貯水池の水量は二尺餘を減じあるの狀態なるを以て、今後の天候如何によりては、或は給水上一大支障を來さすとも保し難きに付、此際特に使用を節約し、貯水の必要あるに依り、各給水使用者は左の諸項を遵守し、決して濫用せざる様深く注意せらる可し。

注意事項

一、各給水使用者は、使ふに必要なの水を出したるときは、直に水栓を閉ち、決して開放せざる可し

- 一、各給水使用者は、水栓を開放の儘洗濯米磨其他物品を洗ひ、又は開放の儘他の用を辨せざること
 - 一、各給水使用者は、豆腐蔬菜果實及牛乳ラムネ其他のものを容器に入れ、之に給水を放流し置かざること
 - 一、各給水使用者は、水道浄水を道路又は庭園等に撒布せざること
 - 一、計量栓使用者は、「メートル」附に付、撒水するも差支なしと誤解して、撒水する向あるも、浄水の撒布は許さざるに付注意のこと
 - 一、共用栓の附近に於て、洗濯米磨其他の物品を洗はざること
 - 一、共用栓の附近に、桶類其他の物品を置き、又は不潔物を放棄せざること
 - 一、共用栓の鍵は使用の儘栓頭に掛け置かざること
 - 一、共用栓の鍵を貸し借りせざること
- 以上の外特に心得らる可き事項左の如し
- 一、水道使用に關する揭示事項に違反したるものは、警察犯處罰令に依り、三十日未滿の拘留、又は金貳拾圓未滿の科料に處せらる
 - 一、計量器の附設なき専用栓を使用する者にして、濫費するときは、量水器を据付け、計量栓使用者に準じ、料金を徴收し、又は停水することある可し
 - 一、共用栓使用者にして濫費するときは、鍵籠札の使用を停止し、又は三ヶ月以内普通料金の五割を

増徴す

第四章 公 舍

浄水場構内公舍

本町水道に關する各般の事務は町役場内に水道部を置き處理したりしが、大正六年度より、水道部を廢して、第一課に屬せしめ、別に水道事務専用を使用する公舍を有せずと雖も、浄水場構内には左の公舍あり。

浄水場事務所、浄水場は、本町字麓山地内に在りて、郡山驛停車場を距ること十八町なり、其構内に、浄水場事務所ありこれ布設當時の工營事務所にして、一室を事務所兼水質試験室に充て、事務は吏員朝夕之を處理し、水質試験は、囑託藥劑師之を行ふ、他一部は管守人住宅として之に居住せしむ。吏員住宅、浄水場構内に吏員住宅あり、水道關係の吏員を居住せしめ、浄水場監督の任に當らしむ。倉庫、浄水場構内に倉庫一棟あり、浄水場必須の諸用品器具器械の所藏に便ならしむ。

町役場構内公舍

町役場構内に存する水道専用の公舍左の如し。
職工詰所兼宿直室、役場構内に職工定夫詰所あり、一部を宿直室に充て職工定夫をして交代宿直せ

しむ。

鍛冶工場兼「メートル」試験室、「メートル」試験室は、役場構内に在りて、主任は之が試験に當り、一部を鍛冶工場に充て、簡易なる加工を行ふ。
 鐵管試験室及倉庫、「メートル」試験室の傍に、鐵管試験室一棟ありて、其試験に便ならしめ、倉庫一棟ありて、諸要具の所藏に供す。

第五章 給水開始後の各種統計表

年 度	消 栓 数		放 水 栓 数		計 数
	公 設	私 設	公 設	私 設	
大正元年	八〇〇	八〇〇	三八七	三七七	四五八
同 二 年	八〇〇	八〇〇	三六七	三七七	四三八
同 三 年	八一〇	八一〇	三六〇	三七七	四三七
同 四 年	八二二	八二二	三一七	三七七	三九二

年 度	計 栓		給 水 栓 数		計 数
	公 設	私 設	公 設	私 設	
大正元年	二一七	一六	二二	二二	七二九
同 二 年	二一八	六三	二二	二二	八五九
同 三 年	二二一	六九	二二	二二	八六四
同 四 年	二四一	一〇六	二二	二二	八七六
同 五 年	二三四	一〇七	二二	二二	八八四
同 六 年	二四〇	一六七	二二	二二	八九〇
同 七 年	二四七	一九三	二二	二二	九三一
同 八 年	二七三	一八〇	二二	二二	九八四

年度	濾過水量	給水總量	一日給水量		
			最多	最少	平均
大正元年	二、六七〇八、四〇〇	二、五九三一、〇〇〇	一〇六、〇〇〇	四九、〇〇〇	七四、五一四
同二年	二、四九六〇、八九七	二、二九五六、〇〇〇	七九、一二九	五七、三五五	六八、二四二
同三年	三、九二三四、〇〇〇	三、七一六一、〇〇〇	一〇四、〇〇〇	五二、〇〇〇	七八、〇〇〇
同四年	四、七〇八三、六五七	四、〇四一〇、〇〇〇	一二八、〇〇〇	六八、〇〇〇	一〇一、五三三
同五年	四、八七七六、九四〇	四、二八五八、〇〇〇	一四一、〇〇〇	六四、〇〇〇	一一〇、七一二
同六年	五、四〇三八、三〇四	四、八八九六、〇〇〇	一四四、〇〇〇	八三、〇〇〇	一一七、四一九
同七年	五、四七〇九、一〇一	四、六〇四一、〇〇〇	一七八、〇〇〇	四九、〇〇〇	一三三、九六二
同八年	五、八四九六、九七〇	四、九五八五、〇〇〇	一八一、〇〇〇	八七、〇〇〇	一二五、七九五
同九年	六、六〇六九、四九五	五、七八七九、〇〇〇	二一二、〇〇〇	一〇八、〇〇〇	一三五、八四九
同十年					一五八、五七三

第三節 給水量

年度	專用栓引用戶數	公用栓使用戶數	前年末現在戶數	第二節 給水戶數	
				放	計
大正元年	三九七	二二〇	三、三三四	二、三一〇	五、一八
同二年	三六四	三二八	三、四五六	二、五〇六	五、一八
同三年	三六八	三四二	三、五七二	二、六〇四	五、一八
同四年	三一八	三八九	三、六七九	二、七四八	五、一八
同五年	三二四	三八一	三、七二二	二、七〇三	五、一八
同六年	二七九	四三五	三、七八二	二、八一四	五、一八
同七年	二七七	四六八	四、〇八五	三、〇三六	五、一八
同八年	三〇六	四八七	四、二〇二	三、二二五	五、一八
同九年	三三二	五一九	四、六六三	三、四四七	五、一八
同十年	三七八	五五九	五、〇四七	三、七〇五	五、一八

第四節 細菌集落數

年度	源			水			配水池內			配水管內		
	場所	良好ノ時	不良ノ時	平均	池名	良好ノ時	不良ノ時	平均	場所	良好ノ時	不良ノ時	平均
大正元年		三九六	一、〇五九	七二八	二	二	五	四	〇	〇	一	一
同 二年		九八八	一、四五五	一、二二二	〇	一	一	八	八	一	一	一
同 三年		一、三〇〇	二、二〇〇	一、五〇〇	五	二	二	一	四	二	〇	二
同 四年		二八	七九	四九	三	一	一	八	六	一	一	一
同 五年		六七	三九〇	二〇一	四	八	四	〇	六	一	一	一
同 六年		六一六	二、〇〇〇	一、三〇七	一	二	七	三	一	六	四	二
同 七年		一〇八	二、八〇〇	一、五四九	一	三	七	八	五	四	六	二
同 八年		一八六	四、〇五〇	一、〇三〇	四	七	二	〇	三	七	二	二
同 九年		四六九	六、九〇五	一、七八九	二	六	八	二	二	五	七	二
同 十年		七五	一、四三〇	四七一	二	三	七	一	二	四	八	一

第五節 水道費收入

年度	消火檢使用料		放任給水料		計量給水料		過年度水料		雜收入	合計
	專用	共用	計	營業用	家家用	官衛學校病院會社專用	其他	計		
大正元年	二、六一・三三〇	二、九三六・一〇〇	五、五四七、四九〇	二、八九三、〇六〇	二、三三三、三三〇	二、三四三、〇九五	二、三三三、三三〇	五、六八八、六六五	五、〇〇〇	一〇、六八八、六六五
同 二年	二、四六五、六一〇	二、三三三、一〇〇	四、七八八、八一〇	二、八二八、六六〇	四、八九九、〇〇〇	三、四四四、四四〇	一、一四〇	六、七八九、七五〇	五、〇〇〇	一一、七八九、七五〇
同 三年	二、三八・六三〇	二、七七八、〇七〇	五、〇九六、七〇〇	四、一一八、五五〇	一、二九九、三三〇	二、三三三、〇八〇	二、三三三、〇八〇	五、八五五、五五〇	一、〇〇〇	六、八五五、五五〇
同 四年	二、二二二、二〇〇	三、〇四四、六六〇	五、三三三、八二〇	六、三三三、〇四〇	一、三三三、三三〇	一、七三三、〇七〇	二、〇〇〇	七、七八九、七五〇	一、〇〇〇	八、七八九、七五〇
同 五年	二、〇六六、三三〇	三、四一六、六一〇	五、四八二、九四〇	六、四六八、三三〇	一、三三三、三三〇	一、九三三、七〇〇	一、〇七〇	九、七四一、〇九〇	七、〇〇〇	一六、七四一、〇九〇
同 六年	一、六四四、二二〇	三、七〇七、二九〇	五、三五一、〇一〇	六、四六八、三三〇	一、三三三、三三〇	二、四九九、六八〇	〇	九、七四一、〇九〇	二、七二二、三六〇	一二、四六三、四五〇
同 七年	一、六二二、〇四〇	四、〇〇一、六六〇	五、六二三、七〇〇	八、一一〇、四四〇	一、六三三、二八〇	五、五五五、九四〇	〇	一〇、二八八、六八〇	二、四九九、一〇〇	一二、七八七、七八〇
同 八年	一、七七一、八七〇	四、九四四、四四〇	六、七七三、三三〇	一〇、六八一、二二〇	二、二〇〇、二六〇	四、九四八、五四〇	〇	一五、五六一、〇六〇	一、二九七、三〇〇	一六、八〇八、三六〇
同 九年	二、六九九、六二〇	七、〇七三、二四〇	九、七七二、八六〇	八、八四三、五五〇	二、二七二、四三〇	一、九六七、二二〇	〇	一〇、八〇九、七七〇	一、三三六、四三〇	一二、一四六、二〇〇
同 十年										

第六節 水道費支出

年 度	維 持 修 繕 費			事 務 費		合 計	
	維 給	修 繕 費	其 他	俸 給	雜 給 需 用 費		
大正 元年	七、七三〇	六三七、七六〇	七、一八五	二、三八二、六五	一、六八二、八四〇	三、〇〇八、九九〇	五、四三二、二五五
同 二 年	七〇三、〇〇〇	一、三九四、三三〇	七、二八	二、〇四〇、九〇	一、七〇三、〇一〇	一、〇五、六五〇	四、九一七、三七五
同 三 年	五〇一、〇〇〇	一、一九三、六〇	五、〇〇五	一、七〇〇、〇四五	一、四九、〇六〇	二、三三、〇〇五	四、九一七、三七五
同 四 年	五〇〇、〇〇〇	一、〇九一、二五〇	三、六〇〇	一、五九五、三五〇	一、八三三、五七〇	二、四六、二五〇	四、五四五、七二〇
同 五 年	四八一、三五〇	一、〇六五、九七〇	三、六〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	一、七七七、四四〇	三、二九〇	四、四四四、一〇〇
同 六 年	一、三六五、二四〇	八二七、八四〇	一〇、三五〇	二、二八五、六一〇	一、七三三、五四〇	五、二一、五四〇	二、八〇九、一五〇
同 七 年	二、一〇六、四八〇	一、七六九、三八〇	八三、八八〇	三、九六一、七四〇	六八四、一三〇	六四八、一三〇	四、六〇九、一〇〇
同 八 年	三、一七九、六五〇	一、八三五、〇三〇	二、一七二、〇	五、一六六、〇〇〇	五四、六九〇	五四三、六九〇	五、六七九、二二〇
同 九 年	三、〇四、五七〇	三、八八九、八〇〇	九、九五〇	七、八八九、九二〇	一、〇八六、一六〇	一、〇八六、一六〇	八、九六六、〇〇〇

第九編 追 設 編

第一章 總 說

本町改良水道の布設は後年の人口繁殖を慮り多大のゆとりを置きて設計せり、乃ち明治四十年三月水道布設稟請當時は人口一萬七千六百十九人なりしにも拘はらず、人口三萬人に對し一日九萬立方尺の水量を供給するに足る設計なりし、然るに其竣成後間も無く平郡鐵道の起點が本町に決定し岩越鐵道の全通と共に停車場は俄かに約三倍の規模に擴張せられ其他岩代製絲所の新設を始めとし各種工場會社の創設擴張相踵き物資の集散と、各種の生産益々多きを加へ隨て銀行の創立支店の増設となり一般事業界の振興を促進し加之農業試驗場の移轉安積高等女學校の開設有り煙草製造所は三春專賣局を併合して郡山專賣支局と改稱し縣下各地に出張所を設け郡山稅務所と郡山區裁判所とは田村全郡を其所轄に編入せらるゝ等主として水道布設工事着手後の事實に屬す從て戸口は追年増加し所在家屋の新築を見市街亦急激に擴大して又々水量の不足を訴へんとするの狀況を呈したり最初より本町の膨脹は豫期する所なりしも此くも急速力を以て膨脹す可しとは豫期せず寧ろ意外と爲せし所なり、因て配水管の短きは伸ばし、細きは太め濾過池の少きは増設し年々追設を實施して需要を充さんことに勉めたり、故に今や高臺方面即ち西部高地を除くの外は、給水設備殆ど完成せり、左に水道工事竣功より現

時に至る追設工事の経過を略述せん

四二八

第二章 第一次追設工事

第一節 追設工事認可稟請

水道敷設工事竣成以來家屋の新設、戸口の増加に伴ひ、給水設備の追設を來し、大正四年度に於て、字柳内地内に配水鐵管を延長敷設し、大正五年度に於て濾過池一個を増設して濾過能力の増進を圖り、字田中地内に配水鐵管を延長敷設し、更に大正六年度に於て、字柳内地内に配水鐵管を延長敷設せり、即左の如し。

市内鐵管布設並濾過池増設追認の儀稟請

本町は縣下の中央に位し、近來鐵道縱橫貫通し、交通運輸の利便を占めたるか爲め、戸數人口年を追ふて増加し、殊に水道事業の完成に伴ひ、各種工業頓に勃興したるか爲め、布設當初の豫想に反し、別表の如く追年使用水量を激増し、既設の濾過力にては到底需用を充たす能はざるの狀況なるのみならず、大正五年度に於ては製絲工業其他工業のため、一層使用水量を増加すること、なりたるを以て、勢ひ給水量に不足を告げ、急速濾過池一個増設の必要に迫られたるか爲め、同年度に於て右工事を施し、以て需用水量を補足致候、又會社工場の新設及戸口の増加に伴ひ、市街擴張の結果、

給水設備の必要を生し、大正四年度より大正六年度に至る三ヶ年間に於て、字柳内外二ヶ所に配水鐵管を布設致候、右は實施前其都度御認可相受く可き筈の處、水道敷設計畫の當初淨水場内濾過池數を五個配水區域を全町と豫定したる爲め、曩に御認可相受候範圍内と誤解し、遂に手續未済の儘施行致候段今更不都合に候へ共、事情御諒察の上、特別の御詮議を以て前記濾過増設及配水鐵管敷設の儀、御追認被成下度、別紙費用豫算及各設計書其他相添此段及稟請候也

大正七年七月十二日

福島縣安積郡郡山町長 根本祐太郎

内務大臣法學博士水野練太郎殿

同年九月廿五日内務大臣はこの認可申請を追認したり夫れと同時に安積郡郡役所を経て認可を得ずして施行せるは甚た不都合なれ共、事情不得已ものと認め、又右増設費財源に關しては、其添付洩なるも、既に支出せる今日なるに於ては、該書類は速に提出するものと見て指令したる旨の通牒に接したり。

第二節 増設の理由並工事方法書

一、大正四年度に於て、字柳内地内に六吋配水鐵管延長三十間又消火栓一個共用栓一個を敷設したるは、曩に郡山驛の擴張改築の結果、貨物集積場の位置變更したるを以て、搬入出上の利便を圖るか爲め、新に道路を開修したるに、其附近及兩側は陸續家屋の新築を見るに至り、從て給水設備の必要に迫りたるに依る。

四二九

一、大正五年度に於て、淨水場内に濾過池一個を増設したるは、本町水道當初の敷設計畫は、人口一人一日の給水量を三立方尺と豫定し、人口三萬人に對する水量九萬立方尺を市内に送致する設備をなしたるも、水道事業の完成に伴ひ、戸口増加し、就中多量の水を使用する製絲紡績其他鐵道院郡山驛等に送致する水量は市内に送致する總水量の半に達せんとし、大正五年に於て一層工業用のため使用水量を増加し、總給水量に於て不足を告ぐるの狀況を呈したるを以て、急速に濾過池一個を増加し、一日十三萬五千立方尺を濾過するの設備をなすにあらざれば、到底一般使用者の需用を充たす能はざる場合に立至りたるに依る、其構造容積及濾過方法等は、別紙設計書及圖面の通りとす。

一、大正五年度に於て、字田中地内へ四吋配水鐵管延長七十三間を敷設したるは、同地内に新に製絲工場を設立せられ、多量の水を要すると、又其附近に一般住家に給水の必要を生じたるに依る。

一、大正六年度に於て、字柳内に四吋配水鐵管延長百五十三間及消火栓一個共用栓一個を敷設したるは、同字地内に東北製水會社及藪乾燥所等新設せられ、又同地附近に新築家屋の増加に伴ひ、給水の必要に迫られたるに依る。

工 事 方 法 書

一、濾過池濾床面積は四千五百平方尺にして濾過速度は一晝夜十尺と定め、其構造は上部長九十尺巾七十尺深九尺、底部の基礎は最底に「コンクリート」厚八寸を施し、其上に「モルタル」厚一寸を塗抹

し、中央は左右より濾水溝に向て二百四十分の一の勾配を付す、側壁は一割勾配にして「コンクリート」厚八寸の上に「アスファルト」厚四寸を塗抹し、其上に煉瓦半枚積とす、上部の周圍には巾二尺厚五寸の縁石を並べ底部中央の濾水溝は長七十二尺巾一尺深一尺にして、蓋石は厚四寸のものを用ふ、濾床は底面に煉瓦を敷き列ね、多數の小渠を造り、中央の流水溝に向はしめ、更に一層の煉瓦を並列して之を覆ひ、其上に清淨なる砂利厚一尺一寸を敷す、引入口には自動停水弁を取付け、其周圍は砂上面乾煉瓦一枚積とす、引出口は濾過井を設け、其構造は長十尺巾五尺深十尺とし、基礎は最底に「コンクリート」厚一尺六寸を施し、其上に「モルタル」厚一寸を塗抹し、側壁は煉瓦二枚半積とし、井の中央の隔壁には方石を積上げ、鑄鐵製の量水計板を取付け、其上下に依り濾過の速度を加減す、量水計板の前面に浮標を設け、濾過井水面の水位を測知するの用に供す、隔壁の下部に一の摺動弁を取付け、其一ヶは濾水を配水池に送致し、他の一ヶは掃除の用に供す、而して濾床の砂面には「スラヂバルブ」を取付け、濾過池掃除の場合に泥水を掃除井に放流する用に供し、又側壁の上部には、溢流管を取付け、一定の水位を保たしむ。

一、掃除井は、内徑二尺五寸深十一尺、基礎は最底に「コンクリート」厚八寸を施し、周圍は煉瓦一枚積とし、上部の縁石は巾一尺厚五寸のものを並べ、鑄鐵製の蓋を覆ふ。

一、大正四年度に於て、字柳内地内貨物道路へ六吋配水鐵管延長三十間及消火栓一個共用栓一個を敷設せり、其詳細は別紙精算書並圖面朱線記入の通り。

一、大正五年度に於て、字田中地内へ四吋配水鐵管延長七十三間を敷設せり、其詳細は別紙精算書並圖面朱線記の通り。

一、大正六年度に於て、字柳内地内へ四吋配水鐵管延長百五十三間及消火栓一個共用栓一個を敷設せり、其詳細は別紙精算書並圖面朱線記入の通り。

第三節 増設費並其豫算決算の増減理由

市内配水鐵管敷設費及濾過池増設費年度別調 △は減

年 度	名 稱	豫 算 額	決 算 額	増 減
大正四年度	字柳内地内鐵管布設費	二〇〇・〇〇〇	三八・九四〇	△一六一・〇六〇
同 五年度	淨水場内濾過池増設費	七、一八六・五八〇	七、二九〇・二二〇	一〇三・六四〇
同 五年度	字田中地内鐵管敷設費	四七一・〇〇〇	三三四・三七〇	△一三六・六三〇
同 六年度	字柳内地内載管布設費	二、六三八・九〇〇	二、六〇八・三五〇	△三〇・五五〇
計		一〇、四九六・四八〇	一〇、二七一・八八〇	△二二四・六〇〇

豫算に對する増減理由説明

一、大正四年度配水鐵管布設費の豫算に比し、決算額の減少したるは、豫算編成當時に於ては、四吋鐵管を使用するの見込なりしか、實施の期に際し字柳内地内私設會社及工場等創設の計畫あり、殊に同字は郡山驛に接続し、且つ道路新設の結果多數の家屋新築せられ、尙益増加せんとするの狀況

を呈したるを以て、四吋鐵管を六吋鐵管に改め布設することとし、布設當初購入したる殘品を使用したるか爲め、此減額を見るに至れり。

一、大正五年度濾過池増設費に於て、金百三圓六十四錢を増加したるは、工用セメント代の増加したるか爲にして、配水鐵管敷設費に於て金百三十六圓六十三錢を減したるは、當初敷設材料として購入したる殘品を使用したるものありたるか爲め、此減額を見るに至れり。

一、大正六年度配水鐵管敷設費に於て、金三十圓五十五錢を減したるは、鐵管代暴騰の結果、豫定の如く敷設し能はざりしを以て、敷設間数を短縮したるの結果、材料代金其他支出上の都合に依り、自然この減少を見るに至れり。

第四節 施 工

- 一、字柳内地内鐵管布設工事は、大正四年五月二十六日着手同年六月六日竣功。
- 一、淨水場内濾過池一個増設工事は、大正五年 月 日着手、同年 月 日竣功。
- 一、字田中地内鐵管布設工事は、大正五年四月二十日着手、同年二月二十二日竣功。
- 一、字柳内地内鐵管布設工事は、大正六年七月二十六日着手、同年九月十三日竣功。

第三章 第二次追設工事

第一節 認可稟請

戸口の増加は底止するところを知らず、年々配水鐵管を延長敷設し、大正五年度に於ては、濾過池一個を増設し、一晝夜十三萬五千立方尺を濾過するの設備をなしたりと雖も、大正七年に至り、更に濾過池増設の必要を生じ、同年六月之が認可を稟請し、同年九月認可を得たり、即左の如し

濾過池増設並市内鐵管布設の儀認可稟請

本町水道は、去る明治四十二年十月二日附内務省福甲第六九號を以て御認可相受け、敷設工事着手し、其後工事設計變更の必要を生じ、同年十月稟請同四十五年四月十五日變更の儀御認可に相成候に付、工事を進行し、同年五月十五日を以て竣功致し、爾來市内各戸に給水し來り候處、其後本町の發展に伴ひ、追年戸口増加し、殊に各種の工業勃興せるか爲め、使用水量漸次増加し、尙一層の増加を來さんとするの傾向を呈し、現在設備の濾過能力にては、必要の水量を供給難致狀況に相成候に付、今回更に濾過池一個を増設致度、又戸口の増加に伴ひ市街擴張の結果、配水鐵管延長を要する個所相生し候に付、右敷設の儀併て御認可相成度、別紙町會決議並理由書其他關係書類相添此段及稟請候也

大正七年六月二十八日

福島縣安積郡郡山町長 根本祐太郎

内務大臣法學博士水野練太郎殿

(同年九月二十五日認可書略之)

第二節 認可稟請關係書類

第一 増設工事の内容及増設を必要とする理由

本町は、縣下の中央に位し、縣下各地に率先して電氣事業を創設し、電力の豊富なるに加へ、水道事業は既に完成し鐵道亦縦横に貫通し交通運輸の利便を占めたるか爲め、戸數人口年を追ふて増加し、各種工業頓に勃興し、就中多量の水量を使用する製絲及紡績其他の事業續出したるを以て、敷設當時の豫想と違ひ、別表の如く年毎に著しく使用水量を増加し、殊に特種事業家の使用する水量は、常に市内に送致する總水量の半に達せんとする狀況なるを以て、自然給水量に不足を告ぐるに至れり。爲に大正五年度に於て急遽濾過池一個を増設し、使用者の需要を充たすの方法を講し、以て給水上遺憾なからしめたるも、近來又一層の需用を増加し、現在濾過總量中一日平均僅に五千八百六十七立方尺を餘すに過ぎざるを以て、盛夏の候使用水量増加の時期に至らば、或は不足を告ぐるなきを保し難し、加ふるに最近に於ては目下建築中に屬する大日本紡績株式會社及片倉組岩代紡績所増設工場等の工事竣功次第、多量の水を使用するに至る可きを以て、現在の濾過水量にては到底需用を充たす能はざるの狀況なり、加之今年度より工事に着手せらる可き鐵道院工場竣功の曉には工業用として給水の必要あるは豫定の事實なるのみならず、其工場従業者及日本化學工業株式會社其他工場等の新設に依り、多數の従業者來住し、戸口の増加と共に給水量の激増を來すは必然の趨勢なり、故に是等必要用水供給の設備として、此際濾過池一個増設の必要を生じたる所以なり。

又本町は前項の如く、會社及工場等荐りに起り、戸口漸次増加し、市街亦從て擴張しつゝあるも、

東南部鐵道線路に沿へたる一帯は、未だ配水管の設備なく、然るに同方部は近來漸次家屋の新設を見るに至れるのみならず、鐵道院工場竣功の場合に於て、職工其他從業者收容準備として、新に多數の家屋建設の計畫あるを以て、自然給水を要するは勿論、鐵道院工場に於ても工業用として上水を使用するを以て、是等給水準備として配水鐵管の延長を要し、其他北町地内道路改修變換のため、既設鐵管の布設替をなすに至りたるを以て、配水量の均衡を保たんか爲め、他線鐵管との聯絡上、同方部字柳内地内配水管の延長を要する所以なり。

第二 市内の給水上に於ける給水戸數人口及其使用數量

本町内現在給水使用戸數は、二千八百六十七戸、人口一萬五千九百九十四人にして、最近一ヶ月間（四月二十一日より五月廿日に至る）に於ける使用水量は、三百八十七萬四千立方尺、一日平均水量十三萬五千立方尺に比すれば、剩水僅に五千八百六十七立方尺に過ぎず、今使用總水量及一日平均使用給水を大別すれば、別表の如し。

給水戸數人口及其使用水量（大正七年自四月二十一日至五月二十日現在）

給水使用者	戸數	人口	一ヶ月使用水量	一日使用水量	摘	要
家事用給水者	二、七二五	一一、八五四	一、七四〇、九二六	五八、〇三一		
營業用給水者	一三六	一、二九三	二九八、三〇二	九、九四三		
特種事業給水者	六寄宿	〇四七一	八三四、七七二	六一、一五九		

計

二、八六七 一五、一九四三、八七四、〇〇〇 一二九、一三三

特種事業給水者 内譯

給水使用者	戸數	人口	一ヶ月使用水量	一日使用水量	摘	要
岩代製絲所	一寄宿	一、〇〇〇	四五五、一〇二	一五、一〇二	釜數七百三十個	通勤三人
岩代紡績所	一寄宿	一〇〇	五六二、七一二	一八、七五七	通勤	五百八十八人
橋本製絲所	一	七〇	六九、二五九	二、三〇九	釜數六十六個	通勤八十八人
鐵道院郡山驛	一	九五	四九四、四三八	一六、四八一	釜數六十六個	通勤八十八人
小口製絲所	一	七八〇	二三九、一二九	七、九七二	構内官舎二十戸	人口九十五人
郡山專賣支局	一	二	一四、一三一	四七一	釜數六百個	通勤八人
計	六	二、〇四七一	八三四、七七二	六一、一五九	構内官舎一戸	人口二人

第三 從來の設備に於ける濾過能力と市内配水量との關係

本町水道は、敷設の當初人口三萬人に供給するの豫定を以て、濾過池三ヶを設け其二ヶを以て、當時濾過用に充て、他の一ヶは濾床掃除の際に於ける代用池となし一ヶの濾過能力を四萬五千立方尺とし、合計水量九萬立方尺を濾過する設備をなしたり。然るに爾來給水人口は漸を遂ふて増加し、殊に近來各種工業の勃興に伴ひ、多量の水を使用するか爲め、自然給水量に不足を告ぐるに至りたるを以て、大正五年度に於て同形の濾過池一個を増設し、給水量十三萬五千立方尺を濾過し得るの設備をなしたるも、其後更に會社工場等の新設及既設工場の事業擴張等のため、給水量漸次増加し、最近一ヶ

月間(自四月二十一日至五月二十日)に於ける平均水量は十二萬九千百三十三立方尺にして、其期間内に於ける最大水量は一日十四萬三千立方尺の多きに達し、濾過力極度を越ゆること八千立方尺に上れることあり、爲めに配水池内貯溜水を以て適宜案配して補足配水することあるが如く、現在既に給水量の不足を感じるの状態なるを以て、今後夏季に於ける増加水量及目下建築中に屬する新設會社工場等の工業用に要する水量約四萬立方尺と豫定し、十八萬立方尺の濾過能力を有する設備をなすの必要を認む。

第四 濾過池増設後に於ける經常費收支の概算
郡山町水道經常費收支概算

科 目	收 入				
	大正七年度	大正八年度	大正九年度	大正十年度	大正十一年度
水道使用料	二〇、三〇五、七六〇	二三、三〇五、七六〇	二五、六三三、七六〇	二八、一九九、二六〇	三一、〇一九、一六〇
量水器使用料	一、〇五〇、〇〇〇	一、〇五〇、〇〇〇	一、〇五〇、〇〇〇	一、〇五〇、〇〇〇	一、〇五〇、〇〇〇
給水工費	二、四六〇、〇〇〇	二、七〇六、〇〇〇	二、九七六、六〇〇	三、二七四、二〇〇	三、六〇一、六二〇
計	二、三、八一五、七六〇	二、七、〇六一、七六〇	二、九、六六二、三六〇	三、二、六六二、四六〇	三、五、五二三、七八〇
備考	大正八年度に於て、水道使用料著しく(三、〇〇〇、〇〇〇)増加計入したるは、大日本紡織株式會社の設置に依り使用申込のため計入し、以下一割を増加したるは、片倉組の擴張工事日本化學工業株式會社鐵道院郡山工場設置のため、戸口増加を豫期し之を計入せり。				

支 出

科 目	支 出				
	大正七年度	大正八年度	大正九年度	大正十年度	大正十一年度
技術員給料	八三〇、〇〇〇	八四〇、〇〇〇	八四〇、〇〇〇	八四〇、〇〇〇	八四〇、〇〇〇
巡視員給料	二九四、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
常設委員費用弁償	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇
巡視員服料	四〇、〇〇〇	四八、〇〇〇	四八、〇〇〇	四八、〇〇〇	四八、〇〇〇
備用人給	一、八七五、〇〇〇	二、〇五五、八八〇	二、〇五五、八八〇	二、〇五五、八八〇	二、〇五五、八八〇
監守人職工及定夫被服料	二一、九〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
同 慰 勞 金	二〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
負 傷 手 當	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇
備用品費	二〇一、四四〇	二二一、四四〇	二二一、四四〇	二二一、四四〇	二二一、四四〇
消耗品費	二五五、三九〇	二八〇、八九〇	二八〇、八九〇	二八〇、八九〇	二八〇、八九〇
賄 運 費	九九、二〇〇	九九、二〇〇	九九、二〇〇	九九、二〇〇	九九、二〇〇
通 信 費	四二、〇〇〇	四二、〇〇〇	四二、〇〇〇	四二、〇〇〇	四二、〇〇〇
印 刷 費	五九、一五〇	六五、一五〇	六五、一五〇	六五、一五〇	六五、一五〇
多 田 野 水 道 費	五五〇、六〇〇	六〇五、六〇〇	六〇五、六〇〇	六〇五、六〇〇	六〇五、六〇〇
淨 水 場 費	七八五、三八〇	八六三、八八〇	八六三、八八〇	八六三、八八〇	八六三、八八〇
保 護 線 費	二〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	二二、〇〇〇	二二、〇〇〇	二二、〇〇〇
給 水 費	一、八四七、九四〇	二、〇三二、七三〇	二、二三六、〇〇〇	二、四五九、六〇〇	二、七〇五、五六〇
測 量 費	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
水 質 試 驗 費	一〇二、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
諸 費	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇
修 繕 費	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
計	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇

四三九

水道布設費元利償還金	七、三三三、四八〇	七、七四五、三七〇	七、九四八、六四〇	八、一七二、二四〇	八、四一八、二〇〇
合	一六、四一三、八六〇	一六、四一三、八六〇	一六、四一三、八六〇	一六、四一三、八六〇	一三、七九〇、四五〇
備考	二二、七四七、三四〇	二四、一五九、二三〇	二四、三六二、五〇〇	二四、五八六、一〇〇	二二、二〇八、六五〇

備考 收支差引収入超過金額を擧ぐれば左の如し
 大正七年度 六八、四二〇 大正八年度 二、九〇二、五三〇
 大正九年度 五、二九九、八六〇 大正十年度 七、九三七、三六〇
 大正十一年度一三、四六二、一三〇公債償還の内前年度に於て、借入の一部(一八、〇〇〇、〇〇〇)償還完了するを以て著しく収入超過を見るに在り。

第五

一、濾過池増設工事及市内配水鐵管延長敷設の個所及間敷は左記の通りとす。

字麓山 淨水場内	壹 個	別紙圖面の通
濾過池増設工事		
字晴門田街道下地内		
配水鐵管	延長百七十二間九分	同 上
字北町柳内地内		
配水鐵管	延長三十間九分	同 上

第六 工事 方法

一、濾過池の濾床面積は四千五百平方尺にして濾過速度は一晝夜十尺と定め、其構造は上部長九十尺

巾七十尺深さ九尺、底部の基礎は最底に「コンクリート」厚さ八寸を施し、其上に「アスファルト」厚さ四分を塗抹し、中央は左右より流水溝に向て二百四十分ノ一の勾配を付し、側壁は一割勾配にして「コンクリート」厚八寸の上に「アスファルト」厚四分を塗抹し、其上に煉瓦半枚積とす、上部の周圍には巾二尺厚五寸の縁石を並ぶ底部中央の流水溝は長七十二尺巾一尺深さ一尺にして、蓋石は厚さ四寸のものを用ふ、濾床は底面に煉瓦を敷列ね、多數の小渠を造り、中央の流水溝に向はしめ、更に一層の煉瓦を並列して之を覆ひ、其上に清淨なる砂利厚一尺一寸砂三尺を敷均す、引入口には自動停水弁を取付け、其周圍は砂面まで煉瓦一枚積とす、引出口には濾過井を設く、其構造は長十尺巾五尺深十尺とし、基礎は最底に「コンクリート」厚さ一尺六寸を施し、其上に「アスファルト」厚四分を塗抹し、側壁は煉瓦二枚半積とし、井の中央の隔壁には方石を積上げ、鑄鐵製の量水計板を取付、其上下に依り濾過の速度を加減す、量水計板の前面に浮標を設け、濾過井水面の水位を測知するの用に供す、隔壁の下部に一の摺動弁を取付、濾過池掃除の際之を開閉す、引出口には摺動弁二ヶを取付け、其一ヶは濾水を配水池に送致し、他の一個は掃除の用に供す、而して濾過池の濾床砂面には「スラッチバルブ」を取付、濾過池掃除の場合に泥水を掃除井に放流する用に供し、又側壁の上部には溢流管を取付、一定の水位を保たしむ。

一、掃除井は内徑二尺五寸深十一尺、基礎は最底に「コンクリート」厚さ八寸を施し、周圍は煉瓦一枚とし、上部の縁石は巾一尺厚五寸のものを並べ、鑄鐵の蓋を覆ふ。

一、市内配水鐵管は字晴門田街道下地内四吋配水鐵管延長百七十二間五分にして、内消火栓二個共用栓二個を敷設す、字北町地内道路改修變換のため、既設鐵管の敷設換をなすに至りたるを以て、他線鐵管との聯絡上、同方部字柳内地内に配水鐵管を延長布設す。

第七 起工及竣功期限

一、起工は認可の日より 十日以内

一、竣功は起工の日より 百五十日以内

第八 工費の總額其收入支出の方法及其豫算

收入

一金貳萬貳千九百貳拾圓九拾錢

内 譯

金壹千貳百圓

金貳萬壹千貳拾圓九拾錢

收入 總額

水道費寄附金

町 稅

支出

一金貳萬貳千九百貳拾圓九拾錢

内 譯

金七千百貳拾圓九拾錢

支出 總額

是は字晴門田及字街道下地内四吋鐵管布設工事、延長百七十二間五分、此金六千百拾九圓貳拾六錢字北町及字柳内地内四吋鐵管布設工費、延長三十間九分、此金壹千壹圓六拾四錢
金壹萬五千八百圓
濾過池増設費

是は濾過池費八千七百六拾參圓五拾五錢四厘、濾過井費參千參百拾參圓七拾八錢貳厘、導水管費千七百參拾貳圓八厘、送水管及排水管費千九拾四圓六拾錢八厘、假替代百五拾五圓九拾五錢掃除井費貳百拾八圓八拾六錢八厘、家屋移轉費百參拾壹圓、雜費貳百九拾圓貳拾參錢
郡山町會議決寫 大正七年五月二十八日議決

本町水道淨水場に、濾過池壹個を増設し、並左記個所に配水鐵管を延長敷設するものとす。
但本工事に要する費用は、別に豫算を以て定むるものとす。
字晴門田街道下地内

一四吋鐵管 延長百七十二間五分

字北町柳内地内

一四吋鐵管 延長三十間九分

工事設計書

一 濾過池 上部 長九十尺 下部 長六十二尺 深九尺
巾七十尺 巾五十二尺

一 濾過井 長十尺 幅五尺 深十尺

字晴門田街道下

一 四吋配水鐵管延長七十二間五分
字北町柳内地内

一 四吋鐵管延長三十間九分

稟請添付書類中認可と同時に内務大臣の指摘せられたる諸項に對し、同年十二月廿日左の補正届を提出せり。

一、水道濾過池並配水鐵管増設費財源に關しては、別紙決算書及豫算書抜抄の通

二、稟請書添付書類中、第八工費の總額は誤記及違算等の爲め、金貳萬貳千九百貳拾九圓九拾錢と掲記したるも、右は貳萬貳千九百貳拾圓九拾錢の誤に付、別紙の通訂正。

三、濾過池及濾過井圖面中、杭木及敷石工は、別紙圖面に記入洩に付訂正。

四、鐵管布設替の費用は、大正六年度土木費中道路改修工事の附帶事業にして、同年度歳入出豫算土木費に對し、別紙設計書の通り、四吋鐵管布設替の分を計上したるも、共用栓及消火栓は、在來使用したるものを移轉し、其他工費用雜品は、有品を使用し、且つ敷設に要する職工人夫賃金は、水道費中備人給より支出したるを以て、鐵管敷設替費中に計入せず。

第四節 施 工

一、字柳内北町地内鐵管布設工事は、大正七年九月十二日着手し同月二十五日竣功。
 二、字晴門田街道下地内鐵管敷設工事は、大正八年一月二十七日着手し同年二月十日竣功。
 三、淨水場内濾過池増設工事は大正七年 月 日着手同八年八月九日竣功。

第五節 決 算

科 目	豫 算	額 決	算 額 増	減 額	摘 要
一、濾過池増設費	二二、六〇〇・七九〇	二二、七四七・二六〇	一四六・四七〇		材料の騰貴に因る
二、敷 設 費	七、一二〇・九〇〇	六、六六九・〇二〇	四五一・八八〇		豫定の支出を要せざりしに因る
計	一九、七二一・六九〇	一九、四一六・二八〇	三七五・四一〇		

二 大正八年度決算

科 目	豫 算	額 決	算 額 増	減 額	摘 要
一、濾過池増設費	三、一九九・二一〇	三、〇九八・二二〇	一〇〇・九九〇		工事執行の結果に因る
計	三、一九九・二一〇	三、〇九八・二二〇	一〇〇・九九〇		

第四章 第三次追設

第一節 認可稟請

大正八年度に於ける追設工事に關する認可稟請左の如くにして、同十月十一日認可を得たり。

市内配水鐵管布設の儀認可稟請

本町水道給水開始以來、各種の工業頓に勃興し、商況又一層殷賑を極め逐年戸口増加し、市街亦從て擴張の狀況に有之候處、左記の個所は道路の開修に伴ひ、民家連檐増加したる結果、配水鐵管を延長するにあらされは、給水上差支ふるを以て、別紙町會決議書寫の通布設延長致度候間、御認可相成度、關係書類相添此段及稟請候也

大正八年八月二十三日

福島縣安積郡郡山町長 大森 吉 彌

内務大臣床次竹二郎殿

(認可書略之)

第二節 認可稟請關係書類

一、工事 方法

字柳内地内四吋配水鐵管延長は四十五間にして、他線鐵管との聯絡上延長布設するものなり。
字柳内東宿地区内四吋配水鐵管延長は六十五間にして、内消火栓壹個共用栓壹個を敷設するものなり。

二、起工並竣功期間

起工は認可の日より 十四日以内

竣功は起工の日より

六十日以内

三、工費の總額其收入支出の方法及其豫算

水道布設費收入支出豫算

入金 參千六百四拾四圓四拾九錢

支出 參千六百四拾四圓四拾九錢

町

税

一金參千六百四拾四圓四拾九錢

内 譯

金千貳百七拾七圓九拾壹錢

是は字柳内地内四吋配水鐵管延長四拾五間敷設費

金貳千參百六拾六圓五拾八錢

是は字柳内東宿地区内四吋配水鐵管延長六十五間敷設費

四、町會決議書寫略す

第三節 施 工

一、字柳内東宿地区内鐵管敷設工事は、大正八年十二月八日着手、同月十三日竣功。

一、字柳内地内四吋鐵管敷設工事は、大正八年十二月十四日着手、同月二十日竣功。

第四節 決算		算		要	
科 目	豫 算	決 算	額 増	減	摘 要
一、敷設費	三、六四四・四九〇・二一、一五〇・三五〇△一、四九四・一四〇	三、六四四・四九〇・二一、一五〇・三五〇△一、四九四・一四〇			材料購入代の廉價なりしに依る
計					

第五章 第四次追設工事

第一節 認可稟請

大正九年度に於ける追設工事に於ける稟請書左の如くにして、同年九月廿四日認可を得たり。

市内配水鐵管延長並敷設替の儀許可稟請

本町上水道事業は、去る明治四十五年完成、爾來用水の使を得たるに加へ、電力の豊富なると交通運輸の利便に伴ひ、各種工業頓に勃興し、商業又一層股賑を極め、戸口逐年増加せるに従ひ、市街漸次擴張せるがため、更に配水鐵管延長の必要を生じ、又道路改廢の結果、既設配水鐵管の位置を變更するにあらざれば、給水上差支ふる個所を生じたるを以て、別紙町會決議書寫の通、配水鐵管延長、並布設替致度候に付、御認可相成度、關係書類相添此段及稟請候也

大正九年四月五日

福島縣安積郡郡山町長 大 森 吉 彌

内務大臣末次竹二郎殿 認可書略之 類

金正百五拾五圓第二節 認可稟請關係書類

第一、工内事 方法 認可稟請關係書類

- 一、字古館地内四吋配水鐵管敷設延長は二百十間にして、内共用栓貳個を敷設するものなり。
- 一、字堤下地内四吋配水鐵管敷設延長は百三十間にして、内消火栓壹個共用栓貳個を敷設するものなり。
- 一、字柳内地内四吋配水鐵管敷設延長は百三十五間にして、内消火栓壹個共用栓壹個を敷設するものなり。
- 一、字大堤地内四吋配水鐵管敷設替は延長五十三間にして、道路開修變換のため既設鐵管の移轉をなすものなり。
- 一、字藏場堂前地内四吋配水鐵管敷設替は延長九十一間にして、道路改修變換のため既設鐵管の移轉をなすものなり。

二、起工及竣功期間

起工は認可の日より 十四日以内

竣功は起工の日より 百二十日以内

三、工費の總額其收入支出の方法及其豫算

水道敷設費收入支出豫算

收入

一金壹萬參千七百五拾六圓七拾錢

支出

一金壹萬參千七百五拾六圓七拾錢

内訳

金四千五百六拾貳圓四拾壹錢

是は字古館地内四吋配水鐵管延長貳百拾間敷設費

金參千百六拾五圓八拾七錢

是は字堤下地内四吋配水鐵管延長百三十間敷設費

金壹千八百六圓七拾錢

是は字兵庫田地内四吋配水鐵管延長五十間敷設費

金貳千八百五拾八圓九拾壹錢

是は字柳内地内四吋配水鐵管延長百參拾五間敷設費

金五百九拾五圓七拾八錢

是は字大堤地内四吋配水鐵管延長五十三間敷設費

金七百六拾七圓參錢

是は字藏場堂前地内四吋配水鐵管延長九拾壹間敷設替費

第三節 施工

一、字古館地内鐵管敷設工事は、大正九年十月五日着手、同月十六日竣功。

一、字大堤地内鐵管布設替工事中布設分は、十一月二十七日着手、同月三十日竣功。

一、字堤下地内鐵管敷設工事は、十二月十三日着手、同月十九日竣功。

一、字柳内鐵管敷設工事は、十二月二十二日着手、同月二十七日竣功。

一、字大堤地内鐵管敷設替工事中撤去の分は、大正十年三月十日着手、同月十三日竣功。

一、字兵庫田地内鐵管敷設工事は、三月十七日着手、同月二十三日竣功。

一、字堂前藏場地内鐵管敷設替工事は、三月二十九日着手、七月十八日竣功。

第四節 決算

大科 算目

一、布設費

一三、七五六・七〇〇 算六員額 増減 四一〇・三六〇

一三、七五六・七〇〇 算六員額 増減 四一〇・三六〇

一三、七五六・七〇〇 算六員額 増減 四一〇・三六〇

第六章 第五次追設工事

第一節 認可稟請

大正十年度に於ける追設工事認可稟請左の如く、同年六月一日内務大臣の認可を得たり。

市内配水鐵管延長并布設替の儀認可稟請

本町水道事業は、去る明治四十五年完成以來、各種の工業頓に勃興し、商業亦、一層隆盛を極め、逐年戸口の増加に伴ひ、市街漸次擴張せるがため、更に配水鐵管延長の必要を生じ、又道路改廢の結果、既設配水鐵管の位置を變更するにあらざれば、給水上差支ふる個所を生したるを以て、別紙町會決議書寫の通、配水鐵管延長并布設替致度候に付、御認可相成度、關係書相添此段及稟請候也

大正十年四月二十日

福島縣安積郡郡山町長 大森 吉彌

内務大臣床次竹二郎殿

(認可書略之)

第二節 認可稟請關係書類

一、工事方法

- 一、字古館地内四吋配水鐵管延長は、六十五間にして、他線鐵管との連絡上敷設するものなり。
- 一、字垣越堤下地内四吋配水鐵管延長六十間を敷設するものなり。
- 一、字堤下地内四吋配水鐵管延長は、六十五間にして、内消火栓貳個共用栓壹個を布設するものなり。

一、字清水台地内配水鐵管敷設替は、取除延長三吋管七十二間五分敷設延長四吋管六十五間にして、道路改修變換のため、既設鐵管の敷設替をなすものなり。

一、字田中地内給水共用栓増設工事は、既設配水鐵管より分岐し、共用栓壹個を敷設するものなり。

二、起工及竣功期間

起工は認可の日より 十四日以内

竣功は起工の日より 百二十日以内

三、工費の總額其收入支出の方法及其豫算

水道敷設費收入支出豫算

收入

一金四千八百七拾貳圓九拾壹錢

支出

一金四千八百七拾貳圓九拾壹錢

内 譯

金壹千八百九圓參拾壹錢

是は字古館地内四吋配水鐵管延長六十五間敷設費

金壹千參拾八圓四拾貳錢

水道費收入金

支出總額

是は字清水臺地内配水鐵管敷設費

金九百拾壹圓五拾八錢

是は字垣越堤下地内四吋配水鐵管延長六十間敷設費

金千七百貳拾壹圓八拾四錢

是は字堤下地内四吋配水鐵管延長六十五間敷設費

金百拾壹圓七拾六錢

是は字田中地内給水共用栓壹箇増設費

四、町會決議書寫略す

第三節 施工

一、字清水臺地内鐵管布設替工事は、大正十年八月二日着手同月十三日竣功。

一、字堤下地内鐵管布設工事は、十一月十六日着手同月二十一日竣功。

一、字垣越堤下地内鐵管布設工事は、十一月二十一日着手同月二十三日竣功。

一、字古館地内鐵管布設工事は、十一月二十八日着手、同月二十九日竣功。

第四節 決算

(決算未済)

第七章 第六次追設工事

第一節 認可稟請

大正十年度に於ては、四月中市内鐵管敷設延長の認可稟請をなし、六月一日認可を得たるも、同認可稟請後、字堤下原田地内の發展著しく、給水工事の避く可らざるに至り、同年七月更に追設認可稟請をなし、同年九月二十日福島縣知事の認可を得たり。

市内配水鐵管延長布設の儀認可稟請

本年四月二十日進第一九九號稟請市内配水鐵管延長並布設替に對し、同年六月一日附内務省福衛第二六號を以て御認可相成候に付、目下工事中に有之候處、字堤下字原田地内は、當時の豫想に反し、最近著しく戸口の増加に伴ひ、市街漸次擴張せるが爲め、更に市内配水鐵管延長敷設の必要を生したるを以て、別紙町會決議書寫の通、配水鐵管延長敷設致度、關係書類相添此段及稟請候也

大正十年七月二十三日

福島縣安積郡郡山町長 大森吉彌

内務大臣床次竹二郎殿

(知事認可書略之)

第二節 認可稟請關係書類

一、工事方法

一、字堤下原田地内四吋配水鐵管敷設延長貳百九拾間消火栓五個及耐寒共用栓貳個を敷設す。

二、起工及竣功期間

起工は認可の日より 十四日以内

竣功は起工の日より 百二十日以内

三、工費の總額其收入支出の方法及其豫算

水道敷設費收入支出豫算

收 入

一金五千四百貳拾參圓七拾六錢

内 譯

金五千參百六拾參圓七拾六錢

金六拾圓

支 出

一金五千四百貳拾參圓七拾六錢

是は字堤下原田地内配水鐵管延長貳百九拾間敷設費

四、町會決議書寫略す

短期起債七千圓借入の内
水道鐵管布設工事の分
水道使用料追加の分

第三節 施 工

一、字堤下原田地内鐵管敷設工事は大正十一年三月九日着手同年三月三十日竣功。

第四節 決 算

(決算未済)

第一章 水道部課の課案要

第十課 新設信託課

第十編 擴張計畫編

第一章 水道擴張の緊急必要

本町現在の水道は、前各編に於て叙述せるが如く、明治四十一年十二月末日現在當時の戸數三千十二戸人口一萬八千三百三十三人を基礎とし、既往二十年間の統計の示す所に依る増加率を標準とし、明治五十二年(大正八年)の人口二萬九千五百五十人に達すべきを算出し、人口一人宛一日の給水量を三立方尺と豫定し、多田野源水の四萬四千〇三十五立方尺と、安積疏水の分派四萬五千九百六十五立方尺とを源水とし、濾過池三個配水池一個を設け、日々九萬立方尺の水を自然流下にて市内に配水する設計に成れるものなり、然るに、水道の完成を告ぐると同時に、各種工業著しく勃興し、逐年使用水量の激増を來し、既設の濾過能力にては、到底需用を充たすこと能はざるに至る、是を以て、大正五年に於て濾過池一個を増設し、一晝夜十三萬五千立方尺を濾過するの設備を爲したるも、尙需要水量の激増に伴はず、大正七年更に同一構造の濾過池一個を設け、十八萬立方尺の水量を濾過する設備を爲し、一方市街の膨脹に伴ひ、配水鐵管を延長敷設せり、然れども、戸口の増殖は尙底止する所無く、日に月に益々多量の給水を要す、之に反して、第一源水たる多田野水道は、全線木管の腐朽を來し、年々之が修理を施すと雖も、完全に漏水を防止すること能はずして、水量次第に減少し、加之、第二

源水たる安積疏水も、爾來灌溉反別の増加に起因し、亦水量は逐年減少を來し、田圃灌溉季節中は勿論、春秋二期の疏水路修繕中は、沈澱池に注入すること能はざるのみならず、而も修繕期間數十日に及ぶに於ては、其減水寒心すべく、曾ては大面積を有せし沈澱池も、使用水量の増大したる今日は、僅に二十日以上上の需要水量を貯溜すること不可能と爲り、若し夏季一旦早魃に際會せんか、或は斷水の悲境に陥ること無きを保し難き不安を懷かざるを得ざるに至れり、抑も、現水道が、濾過水量十八萬立方尺を得るの設備有り、人口は二萬五千餘(大正七年八年)に過ぎざるに、尙不足を訴ふるは何ぞや、是れ他なし、多量の水を要する工場の擴張増設の起因に外ならざるなり、今や、本町は、交通の要地と爲り、且つ電力豊富、水道完備等の諸因が、起業家の矚目する所と爲り、諸工業日に月に盛大を來し、東北地方に於ける工業地として、俄然擡頭し來れるを思はざる可からざるなり、試に、水道竣成以來、一般使用水量と、特種工場(多量の水を使用する工場)の使用水量とを一瞥せんか、實に左の如し

年次	給水總量 立方尺	特種工場給水量	同百分比	一般給水量	同百分比
大正元年	二〇,九七一,〇〇〇	三,七一三,七六九	一七,七	一七,二五七,二三一	八二,三
同二年	二六,五九二,〇〇〇	八,五三九,一四一	三二,一	一八,〇五二,八五九	六二,九
同三年	二八,五五五,〇〇〇	一〇,一〇九,二一八	三五,四	一八,四四七,七八二	六四,六
同四年	三六,五四三,〇〇〇	一三,九六一,二一五	三八,二	二二,五八一,七八五	六一,八
同五年	三九,八九九,〇〇〇	一六,三〇五,五二九	四〇,九	二三,五九三,四七一	五九,一
同六年	四一,八七九,〇〇〇	一八,三八九,〇三八	四三,九	二三,四八九,九六二	五六,一
同七年	四七,三三八,〇〇〇	二五,一八七,二二一	五三,二	二二,一三〇,八七九	四六,八

同 八年	四六、五七〇、〇〇〇	三三、二一一、七五二	七一、三	一三、三五八、二四七	二八、七
同 九年	四九、六八七、〇〇〇	三〇、七二八、六七二	六一、八	一八、九五八、三二八	三八、二
同 十年	五三、七一三、〇〇〇	二六、八六四、四七八	五〇、〇	二六、八四八、五二二	五〇、〇

四六〇

即ら前比較表に據て觀れば一般給水量と、特種工場給水と、殆ど相等し、これ當初の設計者の夢想せざる意外の結果にして給水の不足を來す、固より當然の數理なり。

今や本町は、市制施行の準備中にあり、愈其の市たる曉には、給水區域は擴大すべし、而も水道の惠澤は、普く之を市民に均霑せしめざる可からざるなり、然るに、それはさておき、現に、人家備比せる西部高臺方面の新市街に、さへ、水道の壓力弱くして、給水すること能はざるなり、又各工場の如きは現在の配水管より、更に自家の唧筒を以て揚水し、僅に其急を凌げり、若し夫れ一般人の水の使用多き日には、停車場に於ける水槽の揚水並に專賣局郡役所橋本製絲所等半高臺に屬する方面の給水は、日中不可能のこと少からず、本町の水に對する安心は、果して何時なる可きか、心ある者の不安に襲はるゝは唯杞憂のみに非ざるなり。是に於て第三源水を發見する急務なるを認め、大正七年より源水調査費を計上し、爾來數年に亘りて其の探查攻究に勉め、且つ實地の調査を行ひ、大正八年以來新に逢瀬川揚水の調査を遂げ、終に大



正十一年三月其の計畫設計案成れり。

第一節 水道擴張案成立の經過

年々歳々、本町の使用水量増加の趨勢は増大一方なるを以て、大正七年水源調査の必要を認め、同年度より之か調査探究に従ひ、終に水道擴張案の成立を見るに至る、左に其經過の大要を述べん。

大正七年度

(イ) 十一月二十六日、多田野村字長地松字船ヶ作字本澤二十九番墜道南清水等の各所に就き調査したり、右調査の爲めに出張したる者、町會議員福内和介陳野捨藏安藤清兵衛阿部馬之助三島彌助川口誠三郎渡邊惣吉横山弘磐田源吉助役田村久治技手本橋卯之助工手瀧田篤治安積疏水普通水利組合常設委員佐藤正夫同書記佐藤鐵彌。

(ロ) 十一月二十八日、丸守村大字長橋字程澤字芦澤等に就き調査したり、同日出張したるは、議員福内安藤阿部三島川口渡邊磐田助役田村技手本橋工手瀧田疏水組合常設委員佐藤。

大正八年度

(イ) 大正七年以來、只管水源の探查に努め、各方面に實地調査を遂けたるも、自然流下式としては到底適當なる水源を求むることを得ず、是に於て、本年度は更に調査の方針を一變し、逢瀬川より揚水する外に途無きを知り、夏季十數回に涉り、流水を實測し、一方揚水唧筒等の調査を爲せり。

本町と富久山村との流界に逢瀬川あり、源を本郡多田野村及河内村の谿間に發し、片平村富田村富久山村本町並小原田村横塚を経て阿武隈川に注ぐ、揚水場を、本町字(後幕の内と改稱)地内逢瀬川の右岸にトし、是れより現淨水場に揚水し、其淨化されたる水を、更に淨水場南高地の水槽に揚水し、高地一帯に給水する考案にて、數回水量及び水質を調査せり、同川は、上流に於ては田地灌溉用として片平堰中村堰久保田堰等の設けあるも、揚水場豫定地下流に於ては、灌溉其他取入設備をなしたるもの無く、水量は夏季湧水の時と雖も二十二立方尺の流水を有し、水質亦良好にして飲料に差支無きが如し、故に追々この方針にて調査の歩を進めたり。

(ロ) 九月二十三日、技手本橋工手瀧田、伊達郡保原町外一町六ヶ村砂子堰普通水利組合へ出張、同組合經營に係る灌溉用揚水唧筒を視察したり。

(ハ) 十一月二十日技手本橋、東京府下荏原郡新井村地内玉川水道株式會社へ出張、揚水唧筒事業視察、並に内務省外數個所を訪問して歸町せり。

大正九年度

本年は逢瀬川より沈澱池へ、揚水の調査を爲せり、大要左の如し。

(イ) 水源地は逢瀬川筋郡山町字幕の外地内

(ロ) 湧水時の水量毎秒二十二立方尺

(ハ) 水源の水質頗る良好なり

(ニ) 所要水量毎秒五立方尺の設備なるも、實際の揚水は停電其他故障を豫期し、毎秒四立方尺半とす、即ち一晝夜三十八萬八千八百立方尺とす。

(ホ) 實揚程六十五尺。

(ヘ) 八吋電動機直結タービン唧筒三臺を据付、二臺は常用一臺は豫備に供す、而して一臺の電動機馬力は五十馬力とす。

(ト) 揚水鐵管の口徑十六吋にして、延長五千四百二十四呎。

(チ) 唧筒室外三棟此總建坪百坪五合。

(リ) 總工費拾六萬九千圓。

大正十年度

八年來調査に係る逢瀬川揚水案につきて更に幾多の攻究を重ね、濾過池三個配水池一個其他掃除井五個、並に導水管送水管排水管の敷設に關する設計、及高地一帯の配水設備として淨水場内に更に揚水唧筒場を設け、同所より百五十間餘を距る南高地陸軍省參謀本部陸地測量部三角點東に揚水し、同所より自然流下の方法にて、縣道開成山街道に出て、字麓山細沼鐘堂清水臺虎丸長者稻盛等、高地一帯に給水の見込にて設計を調製せり、この設計は、將來各種工場の給水多量に達す可きを豫想し、一人一日の給水量を六立方尺と豫定し、六萬人に給水するの計畫を立て、一晝夜最大濾過水量三十六萬立方尺に達す可く、尙水量の不足を告げんか、送水鐵管を換へず、只揚水唧筒を増設し、濾過池を増加せ

ば、約三倍の給水量を得可き設計なり。

第二節 大瀧根川源水

内務省土木局長堀田貢は、本郡出身者なり、本町民に接觸し、飲料水不足の訴を聴く毎に、大英斷を以て百年後の大計を爲すに非ざれば、町の發展は望む可らずと言ひ、陰に陽に本町の水道を以て念とせらる、宛も好し大正十年四月、公用にて、同省土木局技師茂庭博士と共に、青森縣に出張のことあり、同二十六日來郡、水源探究の好意を寄せらる、即ち翌二十七日田村郡中妻村に於ける大瀧根川の水量、並に同郡巖江村大字安原なる阿武隈川右岸の高地、及び當町逢瀬川並浄水場南高地等を實査したり、其結果茂庭博士の意見として、水源を大瀧根川に取るの最も有利なるを勸奨せらる、即ち田村郡大瀧根川田村水力電氣株式會社經營の水路より分水し、同郡中妻村内に浄水場を設け、阿武隈川に水管橋を架設し、本部横塚地内を経て本町麓山に至り、同處より配水支管を設け、普く市内に給水する意見なり。

本町にては正に逢瀬川揚水の企畫調査中なりしも、其好意を多とし、同意見に基きて實地を調査し、工事設計及び工費概算を作り、水質試験等を完成したり、結局、大瀧根川水源案は、水量豊富にして、たとひ本町の人口數十萬となるも、送水管を増置し、給水設備さへ増加せば、給水不足を告ぐる憂無く、殆ど理想的新案となせり、唯左の如き障害有るを免れざるなり。

(一) 工費二百二十三萬三千圓を要す。

(二) 同川の水利權は、田村水力電氣株式會社の有する所にして、早晚起工せらる可き筈なるも、工費三百萬圓餘を要する大工事にして、其竣工の期豫測しがたく、それまでは、焦眉に逼まる我が水道工事を起すに由無し。

(三) 阿武隈川河川改修の工事は、既に測量を終り、目下土地收用執行中に屬す、これ亦竣工の曉ならざれば、水管橋の布設を望む可からず、亦焦眉の急を救ふに由無きなり、よし、田村水電社の利權を引受け、又部分的河川工事の急施を請ひ、水道工事を進む事の途無きに非ざるべきも、二百二十萬圓の工費は、財力及び難し、故に、本案は、終に参考案たるに止めたり、十一年五月十六日、町長上京して茂庭博士に面接し、其事情を陳陳し、且つ好意を陳謝したり。

第三節 逢瀬川揚水計畫確定案

逢瀬川案を以て水道常設委員會町會議員協議會等の承諾を得、大正十一年七月四日町會に提案し、慎重審議、同月十日、僅に工事監督委員數に小修正を加へたるのみにて、水道擴張案並附帶事項全部原案の通り、滿場一致の賛成にて可決確定せり、其諸案は左の如し。

逢瀬川揚水計畫案

大正十一年七月十日町會に於て可決確定せる、逢瀬川揚水道擴張案、並附帶事項左の如し。
議第二六號 特別會計設置の件

本町水道擴張工事資金は特別會計とし、收支殘餘金は支拂に差支なき限度に於て、之を銀行に利殖

預けをなすものとす。

但預け先銀行及預金利率は、町長之を定む。

議第二七號 河川使用に關する件

本町水道擴張工事水源取入所設置の爲め、本町字幕の外地内逢瀬川使用に關し、其筋に稟請するものとす。

議第二八號 國庫補助申請に關する件

本町水道擴張工事費金五拾八萬圓に對し、國庫補助金拾四萬五千圓を申請するものとす。

議第二九號 縣費補助申請に關する件

本町水道擴張工事費金五拾八萬圓に對し、縣費補助金拾壹萬六千圓を申請するものとす。

議第三〇號 自大正十一年福島縣安積郡郡山町水道擴張
至大正十二年

工事費繼續年期及支出方法

一金五拾八萬圓

水道擴張工事費

内 譯

金拾八萬四千六百四拾壹圓

大正十一年度支出額

金參拾九萬五千參百五拾九圓

大正十二年度支出額

右水道擴張工事費は、一般會計より分離し、二ヶ年繼續事業とす、

但財源及經費内譯は別紙計算表の通とす。

福島縣安積郡郡山町水道擴張工事繼續費計算表

科 目	大正十一年度		大正十二年度		目 說	金 額	附 記
	一補助金	二公債	一補助金	二公債			
一補助金	三三,000.00	一四,000.00	三三,000.00	一四,000.00	一國庫補助金 二縣費補助金	四七,000.00	總工費五拾八萬圓に對する國庫補助金 總工費五拾八萬圓に對する縣費補助金
二公債	一四,000.00	一四,000.00	一四,000.00	一四,000.00	一町債	二八,000.00	日本勸業銀行より借入
三雜收入	一,050.00	七三,000.00	一,050.00	七三,000.00	一雜收入	七四,050.00	歳入金の内遊金預金利子
四町費	一三,950.00	一三,950.00	一三,950.00	一三,950.00			
計	四七,000.00	四二,000.00	四七,000.00	四二,000.00			

三揚水場費		九〇、五五〇、〇〇〇	九〇、五五〇、〇〇〇
三土工費	七〇三、六〇〇、〇〇〇	石垣長九十間高六尺及土工費並切土地均	
四配水管費	二、三六〇、〇〇〇	口徑八吋乃至十四吋延長四十五間五分其	
五濾過池費	二、七九八、〇〇〇	他制水弁異形管布設費	
六濾過池費	三、三六〇、〇〇〇	他制水弁異形管布設費	
七濾過井費	一〇、一八九、〇〇〇	濾過池三個分	
八建築費	四、八三〇、〇〇〇	濾過井三個分	
九唧筒費	五、五〇〇、〇〇〇	水質試驗室一棟十二坪從業者住宅三十二	
一〇配水池費	四、四七〇、〇〇〇	坪便所一坪五分工費	
一一砂置場費	六、六七〇、〇〇〇	口徑十四吋乃至十八吋延長九十二間五分	
一二砂洗場費	一、九七〇、〇〇〇	其他附屬鐵管布設費	
一第三唧筒費	四〇、〇八〇、〇〇〇	長七十五尺巾九十二尺一個工費	
二土工費	二、三〇九、〇〇〇	長七十五尺巾六十尺深四尺八寸二個	
三建築費	一、五九〇、〇〇〇	長八間巾二間一ヶ所	
四揚水管費	一三、九三〇、〇〇〇	淨水場內唧筒場四十五坪唧筒井唧筒据付	
五水槽費	三〇、〇〇〇、〇〇〇	水路付替其他	
		石積百二十間高平均三尺及切土地均費	
		配水場從業者住宅十六坪便所一坪五分建	
		築費	
		口徑十六吋揚水管延長百八十五間其他制	
		水弁異形管布設費	
		內徑四十尺深十四尺五寸一個工費	

四七〇

三買土收地	一買收地	三、五七〇、〇〇〇	三、五七〇、〇〇〇	三、五七〇、〇〇〇	三、五七〇、〇〇〇
四雜費	一雜費	七三〇、〇〇〇	七三〇、〇〇〇	七三〇、〇〇〇	七三〇、〇〇〇
五公債費	一町債費	六、二二〇、〇〇〇	六、二二〇、〇〇〇	六、二二〇、〇〇〇	六、二二〇、〇〇〇
四配水管費	四配水管費	一三〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇
五測量費	五測量費	一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇
六試驗費	六試驗費	二、一四八、〇〇〇	二、一四八、〇〇〇	二、一四八、〇〇〇	二、一四八、〇〇〇
六掃除管費	六掃除管費	一、三六〇、〇〇〇	一、三六〇、〇〇〇	一、三六〇、〇〇〇	一、三六〇、〇〇〇
七周圍板塀費	七周圍板塀費	一、三六〇、〇〇〇	一、三六〇、〇〇〇	一、三六〇、〇〇〇	一、三六〇、〇〇〇
一配水管費	一配水管費	二、三六四、〇〇〇	二、三六四、〇〇〇	二、三六四、〇〇〇	二、三六四、〇〇〇
一測量費	一測量費	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
一諸材料費	一諸材料費	四、一三八、〇〇〇	四、一三八、〇〇〇	四、一三八、〇〇〇	四、一三八、〇〇〇
一潰地買上代	一潰地買上代	二、七三〇、〇〇〇	二、七三〇、〇〇〇	二、七三〇、〇〇〇	二、七三〇、〇〇〇
一雜費	一雜費	一、二〇八、〇〇〇	一、二〇八、〇〇〇	一、二〇八、〇〇〇	一、二〇八、〇〇〇
		諸雜費			
		鐵管其他諸材料試驗費			
		實施測量に關する諸費			
		共用檢三十五個消火栓四十個制水弁百七			
		個並鐵管布設費			
		高六尺延長百十八間建築費			

四七一

一給料	三、七二〇、〇〇〇	技師一人月俸百五拾圓八ヶ月分此金千貳百圓
一技術員	二、七六〇、〇〇〇	技師一人月俸七拾五圓八ヶ月分此金六百圓
二書記給料	九六〇、〇〇〇	工手二人月俸平均六拾圓八ヶ月分此金九百六拾圓
一工事委員	二、七八四、〇〇〇	書記二人月俸平均六拾圓八ヶ月分此金九百六拾圓
一實費辦價料	四八八、〇〇〇	水道擴張工事臨時委員四人八ヶ月分
二外勤手當	五二〇、〇〇〇	技師一人月手當拾圓八ヶ月分此金貳百四拾圓
三旅費	六〇〇、〇〇〇	技師一人月手當拾五圓八ヶ月分此金百貳拾圓
四使丁及給	三、〇〇〇、〇〇〇	工手二人月手當平均拾圓八ヶ月分此金百六拾圓
五慰勞金	八二六、〇〇〇	技師員書記出張旅費五百圓臨時委員旅費百圓
一印刷費	三、〇〇、〇〇〇	給仕一人月給拾五圓八ヶ月分此金百貳拾圓
二備品費	五〇〇、〇〇〇	使丁一人月俸拾圓八ヶ月分此金貳百四拾圓
三消耗品費	七〇〇、〇〇〇	技術員書記給仕使丁慰勞金
三需用費	三、八〇〇、〇〇〇	諸帳簿諸用紙印刷料
		五〇〇、〇〇〇
		一、一〇〇、〇〇〇
		諸帳簿諸用紙印刷料
		工事用諸器械器具雜品代
		諸用紙筆墨木炭雜品代

二工事費

一水源費	一、六〇三、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	私設電話架設費其他通信運搬に関する費用
二淨水場費	二、八七〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	諸損料雜品代
一取水	六、七五八、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	水源取入濾床長十間五分中平均七間二分
二導水管費	一、八七〇、〇〇〇	六、七五八、〇〇〇	濾床四側延長四十間法高四間其他
三排水設	五、四〇〇、〇〇〇	一、九八七、〇〇〇	口徑十六吋鐵筋モルタル管二條延長十八間及制水弁附屬鐵管布設費
四唧水場費	四、二八〇、〇〇〇	五、四〇〇、〇〇〇	口徑十四吋長四十五尺及制水弁附屬鐵管布設費
五揚水管費	七、五九一、〇〇〇	四、二八三、〇〇〇	唧筒室一棟五十四坪唧筒井及導水井唧筒三臺掘付其他土工費
六建築費	三、六二〇、〇〇〇	七、五九一、〇〇〇	口徑十六吋揚水管延長九百四間其他異形管ベンチユリメーター及土工費
一掃除井費	八九二、〇〇〇	三、六二〇、〇〇〇	從業者住宅一棟二十八坪便所一棟一坪五合及倉庫十二坪建築費
二掃除管費	二、五二〇、〇〇〇	二、八七八、〇〇〇	內徑二尺五寸深十一尺五個分
三土工費	七、〇三九、〇〇〇	八九二、〇〇〇	口徑八吋乃至十二吋延長土管鐵管合計百四間二分布設費
四配水池	二、三三三、〇〇〇	二、五二〇、〇〇〇	石垣長九十間高六尺及土工費切土地均等
三測量費	一五〇、〇〇〇	二、三三三、〇〇〇	口徑八吋乃至延長四十五間五分其他制水弁異形管布設費
三測量費	一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	

年	元	減價元	利	息	年賦償還額
大正十一年	一七〇、〇〇〇・〇〇〇			六、一〇〇・〇〇〇	六、一〇〇・〇〇〇
同十二年	二九〇、〇〇〇・〇〇〇	九、九二九・六三〇	一五、六六〇・〇〇〇	一五、六六〇・〇〇〇	一五、六六〇・〇〇〇
同十三年	二九〇、〇〇〇・〇〇〇	一〇、四六五・八三〇	一五、六六〇・〇〇〇	一五、六六〇・〇〇〇	二五、五八九・六三〇
同十四年	二八〇、〇七〇・三七〇	一一、〇三〇・九八〇	一五、一二三・八〇〇	一五、一二三・八〇〇	二五、五八九・六三〇
同十五年	二六九、六〇四・五四〇	一一、六二六・六五〇	一四、五五八・六五〇	一四、五五八・六五〇	二五、五八九・六三〇
同十六年	二五八、五七三・五六〇	一二、二五四・四九〇	一三、九六二・九八〇	一三、九六二・九八〇	二五、五八九・六三〇
同十七年	二四六、九四六・九一〇	一二、九一六・二四〇	一三、三三五・一四〇	一三、三三五・一四〇	二五、五八九・六三〇
同十八年	二三四、六九二・四二〇	一三、六一三・七一〇	一二、六七三・三九〇	一二、六七三・三九〇	二五、五八九・六三〇
同十九年	二二一、七七六・一八〇	一四、三四八・八五〇	一一、九七五・九二〇	一一、九七五・九二〇	二五、五八九・六三〇
同二十年	一九三、八一三・六二〇	一五、一二三・六九〇	一一、二四〇・七八〇	一一、二四〇・七八〇	二五、五八九・六三〇
同二十一年	一七八、六八九・九三〇	一六、八〇一・一五〇	一〇、四六五・九四〇	一〇、四六五・九四〇	二五、五八九・六三〇
同二十二年	一六二、七四九・五六〇	一七、七〇八・四一〇	九、六四九・二六〇	九、六四九・二六〇	二五、五八九・六三〇
同二十三年	一四五、九四八・四一〇	一八、六六四・六七〇	八、七八八・四八〇	八、七八八・四八〇	二五、五八九・六三〇
同二十四年	一二八、二四〇・〇〇〇	一九、六七二・五六〇	七、八八一・二二〇	七、八八一・二二〇	二五、五八九・六三〇
同二十五年	一〇九、五七五・三三〇	二〇、七三四・八八〇	六、九二四・九六〇	六、九二四・九六〇	二五、五八九・六三〇
同二十六年	八九、九〇二・七七〇	二一、八五四・五八〇	五、九一七・〇七〇	五、九一七・〇七〇	二五、五八九・六三〇
同二十七年	六九、一六七・八九〇	二三、〇三四・七二〇	四、八五四・七五〇	四、八五四・七五〇	二五、五八九・六三〇
同二十八年	四七、三一三・三一〇	二四、二七八・五九〇	三、七三五・〇五〇	三、七三五・〇五〇	二五、五八九・六三〇
同二十九年	二四、二七八・五九〇		二、五五四・九一〇	二、五五四・九一〇	二五、五八九・六三〇
同三十年			一、三一〇・〇四〇	一、三一〇・〇四〇	二五、五八九・六三〇
計			一九二、三九三・三四〇	一九二、三九三・三四〇	四八二、三九三・三四〇

第七一號 試驗報告

安積郡郡山町長代理助役依頼人 田村久治

一河水

採酌場所、逢瀬川幕の外附近

採酌時、大正十一年五月二十九日午後四時四十分

採酌時の氣温、華氏一〇四、〇度

採酌時の水温、攝氏二二、〇度

右當所に差出したる品につき試験を施行したるに、其成績左の如し、

外 觀	無色透明僅微の浮游物を認む	硝酸	檢出せず
臭 味	異臭味なし	亞硝酸	檢出せず
反 應	微弱アルカリ性	アンモニア	檢出せず
固形物總量	八〇、〇	カルチウム	痕 跡
流 酸	痕 跡	過マンガン酸カリウム消費量	三、五四二〇
クロール	六、三八一〇	硬 度	一、五(硬度は獨逸硬度)

備考 表中數字は檢水「リットル」中の「ミリグラム」量とす。

大正十一年六月十五日 福島衛生試験所主任福島縣技師 中田貞次郎

福島縣技手 正田 文治

惟ふに、本町有志者が、明治二十年多田野水道の開鑿を計畫するや、工費約壹萬圓の工事を以て、無謀の大設計なりと爲し、其成功を疑ひて賛成する者少く、明治四十二年四月、工費拾六萬圓の現水道布設案に就ては、町會の賛否同數、辛うじて議長の採決にて可決したるなりし、其十年後の今日、工費五十八萬圓を要する本町空前の大工事を議するに方り、また一人の過大論を演ぶる者無く、一路平易、低きに就て流るゝ水の如く議了せり、國民生活程度の變遷とは言へ、洵に本町の生氣潑刺として膨脹實力の絶大なるを證するに足らん、日ならずして西臺東巷處として人煙高く起ち用水清く進らざるなく、殷賑稠密の大市街を現出せんこと期して待つ可し、本町民の幸亦大なりと謂ふべきかな。

郡山町水道誌

大尾

大正十四年六月十五日印刷
大正十四年六月十八日發行

非賣品

福島縣郡山市宇虎九八拾番地

郡山市役所水道部代表者

本橋卯之助

編輯兼發行者

東京市神田區錦町三丁目十八番地

浪岡具雄

印刷者

東京市神田區錦町三丁目十八番地

株式會社 オーム社印刷部

印刷所

福島縣郡山市宇鏡田

發行所 郡山市役所

318
161

518
161

終